

国指定史跡

下野薬師寺跡

第3期保存整備基本計画書

令和3年3月

栃木県

下野市教育委員会

序 文

下野市域は、古の昔から自然環境に恵まれ大きな災害もなく、豊饒の大地の恵みを受け、そこに住む人々は、新たな文化を創造し、日々の生活の様式、暮らしとして次世代へと受け継がれてきました。

人々が暮らしの中で創造し、残された痕跡が遺跡として、継承されてきました。これらの遺跡の中で、本市や栃木県のみならず、国の歴史を考える上で重要な史跡として、下野薬師寺跡、下野国分寺跡・尼寺跡、小金井一里塚が国の史跡として指定されています。

特に下野薬師寺を中心とした周辺地域は、古代東国における仏教文化の中心地として、さらに古代下野国の行政・経済・文化の中心地として発展した地域でした。

現在、本市では、これらの歴史的特性を活かしたまちづくりと文化財保存・活用事業の連携を図った事業を、東の飛鳥プロジェクトと位置付け推進を図っています。

国史跡下野薬師寺跡は、大正10年3月の史跡指定から令和3年3月で100周年を迎えました。指定以来、これまで史跡にかかわった多くの先人たちによって、調査・保存・整備・活用が繰り返しおこなわれてきました。

本市では、先人たちに倣いこの重要な史跡の恒久的な保存を図るため、ここに「国指定史跡 下野薬師寺跡 第3期保存整備基本計画書」を作成いたしました。

本書が市民の皆様にとって郷土の歴史を理解する一助になるとともに、各方面において広くご活用いただければ幸いです。

末筆になりましたが、本書の発刊に際しまして、多大なご理解のもとにご協力いただきました地元の皆様、文化庁をはじめ関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

下野市教育委員会
教育長 池澤 勤

例 言

1. 本書は、栃木県下野市に所在する国指定史跡下野薬師寺跡の第3期保存整備基本計画書である。
2. 本計画の策定は、下野市教育委員会が事業主体となって行った。
3. 本計画は、「下野市史跡保存整備委員会」（平成18年度～令和2年度）のうち、令和元年度と令和2年度の2か年にわたる協議によりまとめられ、下野市教育委員会が所定の手続きを経て策定した。
4. 本計画策定に係る事務は、下野市教育委員会が担当した。また、計画検討及び委員会運営補助等の関連業務を株式会社イビソクに委託した。
5. 本計画の策定にあたり、次の諸機関にご指導・ご協力をいただいた。記して謝意を表する。

文化庁文化財第二課・文化資源活用課、栃木県教育委員会

目次

序文

例言

第1章 計画策定の経緯と目的

- 1. 計画策定の経緯 1
- 2. 計画策定の目的 1
- 3. 委員会の設置 4

第2章 計画地の現状

- 1. 自然的環境 8
- 2. 歴史的環境 10
- 3. 社会的環境 12

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

- 1. 史跡等指定の状況 19
- 2. 史跡等の概要 27
- 3. 史跡等の公開活用のための諸条件の把握 32

第4章 基本方針

- 1. 基本方針 36

第5章 整備基本計画

1. 全体計画及び地区区分計画	38
2. 動線計画	41
3. 地形造成に関する計画	42
4. 遺構の表現に関する計画	44
5. 修景及び植栽に関する計画	53
6. 案内・解説施設に関する計画	53
7. 管理施設及び便益施設に関する計画	54
8. 公開・活用及びそのための施設に関する計画	54
9. 周辺地域の環境保全に関する計画	55
10. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	55
11. 公開・活用に関する計画	57
12. 管理・運営に関する計画	57
13. 事業計画	58

第6章 完成予想図

1. 完成予想イメージパース図	59
-----------------	----

参考・引用文献

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

下野薬師寺跡は、古来より7世紀末頃からの古瓦が出土することで知られ、また、『続日本後紀』などの史書に「天武天皇所建立也」と記されることなどから、大正10年(1921)3月3日に国史跡に指定された。令和3年(2021)には史跡指定100周年を迎える。

昭和40年度(1965)からの6次にわたる発掘調査によって金堂跡や講堂跡が確認され、伽藍の中心が史跡地南西に造営されたことが判明した。また、当時の南河内町教育委員会が旧南河内町から下野市合併までの期間に実施した、昭和62年度(1987)から平成17年度(2005)までの発掘調査によって、伽藍中心部の様相が明らかになった。昭和45年度(1970)から平成9年度(1997)まで公有地化を行い、16,793.31㎡が公有地化され、平成9年度(1997)に第1期整備がはじまった。平成13年度(2001)に「ふるさと歴史の広場」として供用を開始し、下野薬師寺歴史館と合わせて梅の花のほころぶ史跡広場として活用されている。

平成18年(2006)、南河内町・石橋町・国分寺町が合併し下野市が誕生した。新市においても先行する計画に基づき、整備に向けて史跡の公有化を継続している。平成22年度(2010)には、史跡のさらなる保存活用を図るため、『国指定史跡下野薬師寺跡第2期保存管理計画書』(以下『第2期保存管理計画書』という)を作成し、再建塔跡地区を中心とした第2期整備事業に取りかかった。上記のような史跡整備を進める中で、近年は魅力あるまちづくりのひとつの方法として、地域に根ざした歴史遺産を幅広く活用する動きが盛んになっており、本市においても平成28年(2016)11月に『下野市歴史文化基本構想』を、平成31年(2019)3月に『下野市歴史的風致維持向上計画』を策定した。

また、平成31年(2019)4月には「文化財保護法」が改正、施行された。地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するために、今回の改正では、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」としており、各自治体の『文化財保存活用地域計画』の策定を促している。本市も平成30年(2018)10月から、上記『地域計画』の策定に取りかかり、令和2年(2020)7月に策定した。

これらの地域の文化財を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえながら、史跡を確実に後世へ継承し、史跡の持つ価値をより高めるため、第3期保存整備基本計画を策定する。

2. 計画策定の目的

史跡の現状として、主に以下の項目が事業未完了で、整備上の課題となっている。

(1) 史跡指定地内の公有地化

※公有地の具体的な範囲については、第3章のp.26「(6) 公有化状況」に記載。

(2) 未整備地域に位置する金堂、講堂、東金堂、創建塔、東回廊の遺構表示

(3) 西側南西地区の第1期整備の補修(主に西回廊など)

(4) 解説板、下野薬師寺歴史館の常設展示の内容更新

(5) 策定した計画書のうち未実施の整備

(5) - ①『第2期保存管理計画書』で整理した課題のうち、現在まで残されている課題

- ・ 県道を横断する見学に対応するための、安全対策やバリアフリー対策に関する検討
- ・ 指定地内を横断する市道の廃止とその代替措置
- ・ 景観配慮上、撤去・迂回等が望ましい整備予定地内の電柱の取扱いに関する協議や調整
- ・ 現在活動中のボランティアや地権者等との協働体制の一層の推進
- ・ ボランティアや地権者等との連絡協議会等の設置
- ・ 市内の連携を円滑に行うため、都市計画部局、観光部局、教育委員会内の学校教育主管課等を交えた検討部会の設置
- ・ 「歴史文化基本構想」「歴史的風致維持向上計画」及び「文化財保存活用地域計画」と整合した事業の具体化



県道の横断歩道（南側）



県道の横断歩道（北側）



金堂跡周辺の市道と電柱

(5) - ②『第2期整備実施計画書』で整理した課題のうち、現在まで残されている課題

- ・ 民有地に位置する東門跡、北辺外郭施設、西辺外郭施設などの整備に向けた公有地化の推進と遺構確認調査
- ・ 未指定地となっている南門跡や南辺外郭施設東半、西門跡の一部において、未着手のままとなっている追加指定や公有地化の推進と史跡整備
- ・ 指定地内の市道は生活道路として利用されていることから、現状の利用を当面維持しつつも史跡の一体的な整備を図るため、金堂跡の位置にある市道を廃止し、その代替措置の整備を検討
- ・ 継続的に実施してきた発掘調査成果の活用及び情報発信を目的とした、下野薬師寺歴史館（平成13年度(2001)開館）の常設展示のリニューアル



南門跡



南辺外郭施設東半



西門跡と指定地内の市道



指定地内の市道



下野薬師寺歴史館の外観



下野薬師寺歴史館の展示

本計画1ページに示した下野薬師寺跡の整備のための(1)～(5)の課題のうち、主に以下の項目の整備実施を目的として、第3期保存整備基本計画を策定する。

- (2) 未整備地域に位置する金堂、講堂、東金堂、創建塔、東回廊の遺構表示
- (3) 西側南西地区の第1期整備の補修(主に西回廊など)
- (4) 解説板、下野薬師寺歴史館の常設展示の内容更新
- (5) 指定地内を横断する市道の付け替え

本計画では、『第2期保存管理計画書』で策定した方針等を踏まえた上で、下野薬師寺跡の具体的な整備内容や手法等について提示し、今後の公開・活用のため、適切な維持管理を図る。

3. 委員会の設置

(1) 委員会の設置と委嘱

本計画の策定にあたっては、まず、史跡下野薬師寺跡の保存整備のあり方について検討するための「下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会」を組織した。また、委員は下野市教育委員会が委嘱した委員をもって構成するものとし、下野薬師寺跡の歴史や地域に造詣や縁の深いことを要諦に選任を行った。

表1 下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会・事務局名簿

氏名等		所属
委員	木下 正史 (委員長)	東京学芸大学名誉教授
	渡辺 定夫	東京大学名誉教授
	佐藤 信	東京大学名誉教授
	須田 勉	国士館大学元教授
	永村 眞	日本女子大学名誉教授
	仲 隆裕	京都造形芸術大学教授
	谷萩 昌道	宗教法人・薬師寺住職
	小林 利孝	下野市文化財審議会会長
事務局	山口 耕一	下野市教育委員会文化財課長
	下谷 淳	下野市教育委員会文化財課 文化財グループリーダー
	橋本 高志	下野市教育委員会文化財課 文化財グループ 主幹
オブザーバー		文化庁文化財第二課・文化資源活用課
		栃木県教育委員会文化財課

(2) 委員会の開催経過

本計画の策定において、令和元年度(2019)・令和2年度(2020)に合計2回の委員会を開催した。それぞれの委員会の主な議題は以下のとおりである。

■第1回委員会 (令和2年(2020)3月25日)

- 主な議題 (1) 下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画について
 (2) 現地確認
 (3) 総括指導

■第2回委員会 (新型コロナの影響で書面開催/令和3年(2021)1月~2月に実施)

- 主な議題 (1) 下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画(案)について

○下野市史跡保存整備委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 14 号

改正 平成 30 年 3 月 23 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 下野市内の史跡及びその周辺（以下「史跡」という）の適切な保存及び整備並びに有効な活用について審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、下野市史跡保存整備委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(名称)

第 2 条 委員会の名称は、次のとおりとする。
(1) 下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会
(2) 下野市史跡国分寺跡保存整備委員会
(3) 下野市史跡甲塚古墳保存整備委員会
(4) 下野市史跡国分尼寺跡保存整備委員会
(平 30 条例 22・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を下野市教育委員会（以下「教育委員会」という）に報告する。
(1) 史跡の保存管理計画及び整備計画に関する事項
(2) 史跡の活用方法に関する事項
(3) その他、史跡の保存及び整備並びに活用に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会は、教育委員会が委嘱した委員をもって構成する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、必要により委員長が招集する。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理するものとする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日において従前の下野市史跡下野薬師寺跡保存整備委員会、下野市史跡国分寺跡保存整備委員会及び下野市史跡甲塚古墳保存整備委員会の委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 22 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年下野市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(3) これまでの経緯

下野薬師寺跡に係る計画策定及び整備の経緯については、下表のとおりである。

表2 年次別経緯

	下野市・下野薬師寺の動き
大正10年 (1921)	3月3日：国史跡に指定 東西約250m、南北約350mの約74,000㎡
昭和57・ 58年度	(第1期) 下野薬師寺跡保存管理計画
昭和60年度 (1985)	(第1期) 下野薬師寺跡保存整備基本計画
平成9年5月 (1997)	(第1期) 下野薬師寺跡保存整備基本設計
平成9年度 ～12年度	第1期整備工事（ふるさと歴史の広場事業） ・回廊の基壇と建物の一部復元、史跡地内の整備と下野薬師寺歴史館の建設 ・下野薬師寺歴史館建設に伴う調査を実施
平成11年11月 (1999)	下野いにしえネットワーク整備基本計画（栃木市、国分寺町、南河内町）
平成13年度 (2001)	「ふるさと歴史の広場」供用開始 (梅のほころぶ史跡広場、下野薬師寺歴史館)
平成18年1月 (2006)	下野市誕生（南河内町・石橋町・国分寺町）
平成20年3月 (2008)	下野市総合計画
平成23年3月 (2011)	下野薬師寺跡第2期保存管理計画
平成23年3月 (2011)	道の駅しもつけ開業
平成25年3月 (2013)	下野薬師寺跡第2期整備実施計画
平成26年度 ～30年度	第2期整備工事 ・再建塔跡の基壇表示、幢竿支柱跡の復元、広場整備など
平成28年3月 (2016)	第二次下野市総合計画
平成28年11月 (2016)	下野市歴史文化基本構想
平成31年3月 (2019)	下野市歴史的風致維持向上計画
令和2年7月 (2020)	下野市文化財保存活用地域計画
令和3年3月 (2021)	下野薬師寺跡第3期保存整備基本計画

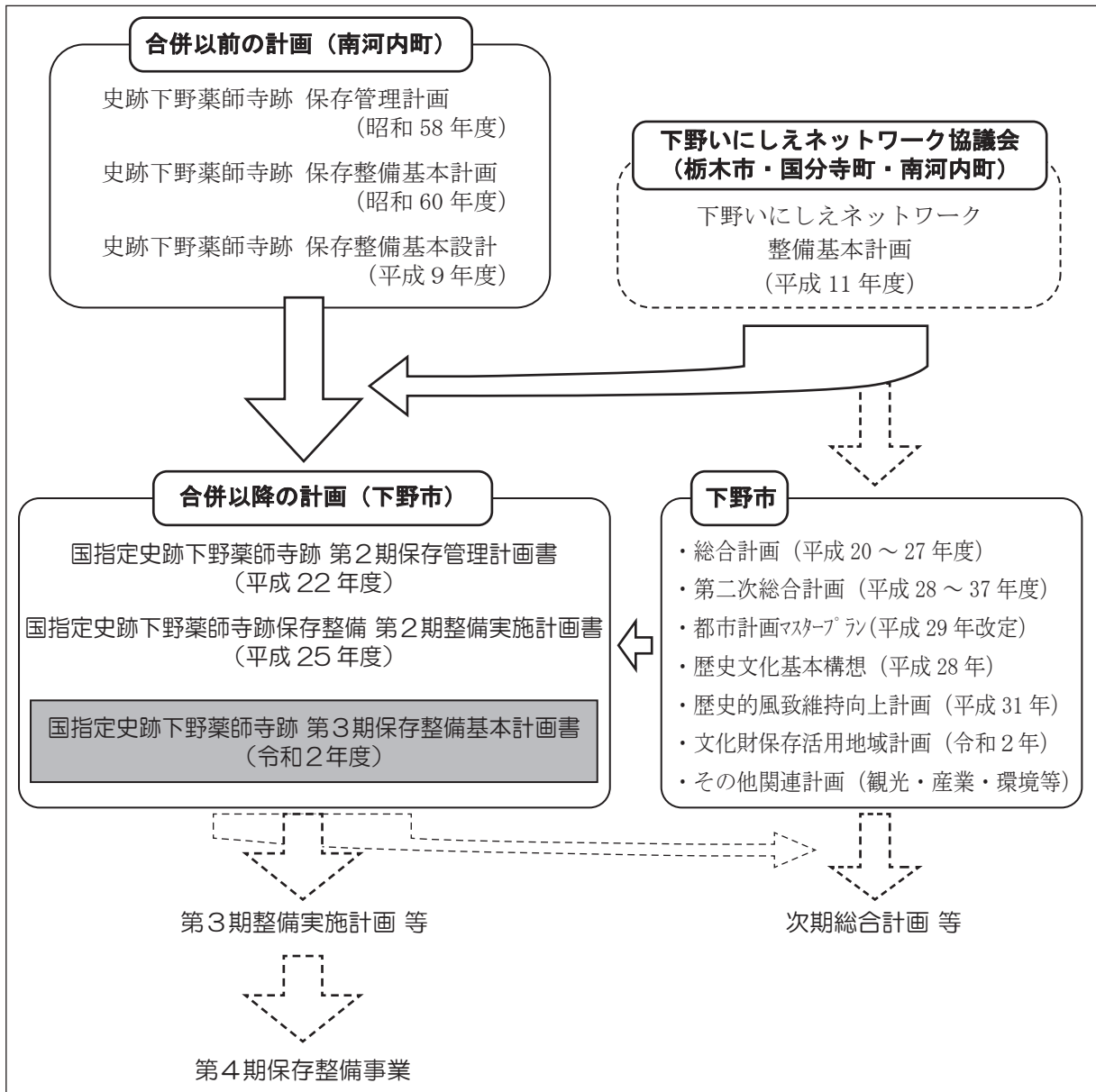


図 1 計画の位置づけ
 （下野市 平成 23 年（2011）『第 2 期保存管理計画書』 p.4 を加筆修正）

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

(1) 所在地

下野薬師寺跡は栃木県の南部、下野市に所在する。下野市は平成18年(2006)1月、河内郡南河内町・下都賀郡石橋町・同郡国分寺町の3町が合併して誕生したが、下野薬師寺跡はこのうち南河内町(大字薬師寺字寺山地内)に位置する。現在の住所表示は下野市薬師寺である。



図2 史跡位置図

(2) 地形・地質

下野薬師寺跡は姿川と田川に挟まれた宝木台地上に位置する。宝木台地は、宇都宮市北部から小山市・結城方面へと続く県南部で最も広い面積を占める台地で、旧南河内町付近で西谷田用水が流れる浅い浸食谷によって西側の祇園原台地と東側の薬師寺台地の2列に分岐する。下野薬師寺跡は薬師寺台地上に所在し、西側は西谷田用水による浅い浸食谷、東側は田川低地に接している。下野薬師寺跡が位置する台地は砂礫層の上に堆積した関東ローム層が分布し、東西の低地は砂礫層である。

(3) 気候

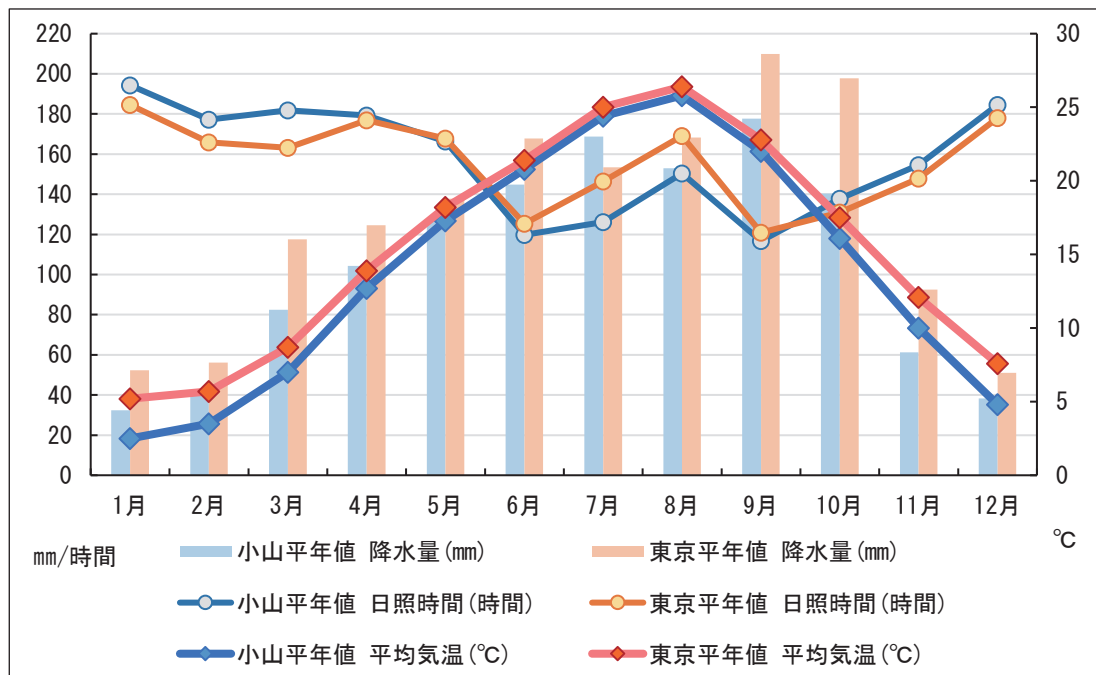


図3 小山・東京の月別降水量・日照時間・気温の平均値
(下野市 令和2年(2020)『下野市文化財保存活用地域計画』p.20より転載)

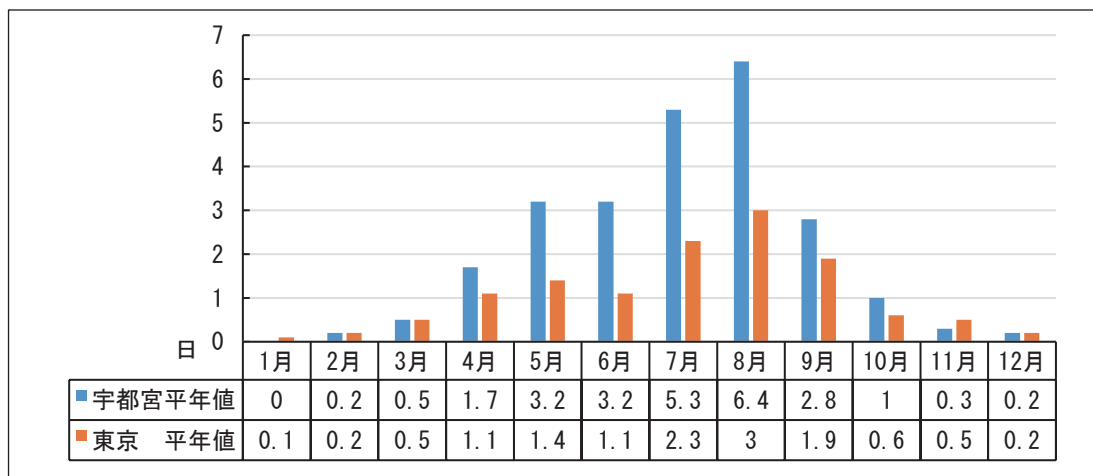


図4 宇都宮・東京の雷日数の平均値
(下野市 令和2年(2020)『下野市文化財保存活用地域計画』p.20より転載)

(4) 植生

下野薬師寺跡付近については、下野市内の関東ローム層が堆積した台地上にはかつてカシ・シイ群落（いわゆる里山）が多く広がっていたが、現在は神社や寺院の境内にわずかに残っている程度である。指定地周辺を東西に横断的にみると、水田雑草群落—畑雑草群落—市街地—（スギ・ヒノキ・サワラ植林）—畑雑草群落—水田雑草群落となっており、指定地周辺の植生はそのほとんどが人為的な介入を受けていることがわかる。

また、下野薬師寺跡の南東に位置する田中地区では、県内では絶滅したとされていたサクラソウ科の多年草「トウサワトラノオ」が群生していることが確認された。圃場整備工事によって地下で休眠していた種子が発芽したと考えられており、保全を前提に、県と連

携しながら具体的手法などを検討している。

史跡指定地内のふるさと歴史の広場として整備公開されている地区は、約 100 本の紅梅と白梅が植樹されている。また、現在の薬師寺境内地にはケヤキの大木やシラカシ等が点在し、ふるさと歴史の広場と境内との境界付近は竹林となっている。その他、畑地にはゴボウ、サトイモ、ネギ等が栽培されている。指定地内には、所々に藪化した雑木林が分布しており、これはかつて薪炭材や農地の肥料となる落葉採取林として利用されていたものが、放置されて藪化したものと見られる。

2. 歴史的環境

①創建期（7世紀末）

下野薬師寺の創建については、『東大寺要録』（1106）をはじめとした9世紀から14世紀の複数の文献に記録が残されている。創建年代は文献により異なるが、天智9年（670）から大宝3年（703）の間と伝えられている。

発掘調査では、最古の瓦として川原寺系の軒先瓦が出土しており、文様の特徴から川原寺創建（670年頃）よりやや遅れた頃の型式と推定され、7世紀末～8世紀初頭頃の創建と考えられる。創建の理由については、大宝律令の選定など当時の中央政界で活躍した下毛野朝臣古麻呂を筆頭とする下毛野一族の氏寺として建立されたとする説や、当初から官寺として建立されたとする説がある。

②奈良時代

創建時の性格については、氏寺とする説があるものの、『正倉院文書』の天平5年（733）の「右京計帳」と天平10年（738）の「駿河国正税帳」には下野薬師寺造寺司の名が見える。このことから遅くとも天平年間までには下野薬師寺は官寺化されたと考えられる。天平宝字5年（761）には、淳仁天皇の勅願により戒壇が設けられ、東海道足柄峠・東山道碓氷峠以東の諸国は下野薬師寺を、西海道の諸国は筑紫観世音寺を戒壇とすることが定められた。これにより、東大寺、下野薬師寺、筑紫観世音寺が三戒壇として、僧侶になるための戒律を伝授する儀式を行う場とされた。発掘調査の結果では、8世紀の前半に大規模な造営促進と改修が行われ、伽藍が整えられたことが判明した。これらは、養老4年（720）における蝦夷の大規模な反乱以後の律令政府による地方政策重視の一環と考えられる。

③平安時代

平安時代に入ると、東国における天台宗の勢力が増大した。弘仁13年（822）に延暦寺に戒壇が設置されたことから、延暦寺の受戒者が増加した。その反面、下野薬師寺の受戒者が減少し、その必要性が徐々に失われていった。しかし、『続日本後紀』嘉祥元年（848）11月の条には、下野薬師寺は中央の七大寺（東大寺、大安寺、西大寺、薬師寺、興福寺、法隆寺、元興寺）のごとく壮大な寺であり、資財も豊富であったことが記されており、9世紀の中頃まで大きな勢力を保っていたことがうかがえる。発掘調査の結果では、この頃、伽藍中枢部に存在した塔（創建）が焼失し、寺院地東側に再建されたことが確認されている。

寛治6年（1092）に下野薬師寺の僧慶順が東大寺に送った文書では、伽藍が倒壊し荒廃

甚だしいことが記されており、9世紀には勢力を保っていた下野薬師寺も10世紀から11世紀にかけて次第に力を失い衰退していったことがうかがえる。

④鎌倉時代

鎌倉に新生の武家政権を樹立した源頼朝は、鎌倉に鶴岡八幡宮をはじめとする寺社の建立を行うとともに、廃絶した関東の諸寺院の再興を進めた。こうした情勢のなか、下野薬師寺は幕府の庇護のもとに宗教活動が行われるようになった。また、平安時代後期以来、衰退していた戒律の復興運動が起こり、諸所に設けられた戒場で受戒が行われ多くの律学僧を輩出した。

下野薬師寺では、慈猛上人により戒壇が再興され、廃絶していた戒法の復活が図られた。再興した下野薬師寺戒壇では僧侶のみではなく、小山氏の支族薬師寺氏の当主をはじめとする俗人への受戒も行われ、多くの僧俗が集まるところとなった。また、慈猛上人を通して関東の諸寺院と交流を持ち、独自のネットワークを構築するとともに武家社会の支援を獲得していった。こうして、下野薬師寺は再び往時の隆盛を取り戻した。

⑤室町時代～戦国時代

鎌倉幕府崩壊後の政権の京都移転と新生幕府の禅宗に対する重用は、戒律復興運動を機に隆盛していた律学の衰退を招き、下野薬師寺戒壇も再びその意義を失っていった。一方で室町幕府を開設した足利尊氏・直義は、夢窓疎石の勧めを受けて、国ごとに安国寺と利生塔の設置を行うことを計画した。こうした動向の中で下野薬師寺も薬師寺の寺号を安国寺と改め、幕府から寺領寄進を受けその経済的な保護のもとに寺内再建を進めたと考えられる。

室町幕府の力が衰え戦国の時代になると下野薬師寺も戦乱に巻き込まれ、元亀元年(1570)後北条氏の下妻城攻撃の際、兵火により全焼したと伝えられている。

⑥江戸時代

焼失後の下野薬師寺は、その由緒に連なる安国寺と龍興寺がそれぞれ独立して再建を進めていった。古代以来の寺域内に境内を置く安国寺は、当初は結城氏の、その後は伊奈備前守中治の庇護を受けた。江戸時代になって秋田佐竹領となってからは10石の寺領を受けるとともに、佐竹家家臣の渋江内膳の奉加により戒壇と薬師堂が造営された。

⑦近代以降

下野薬師寺跡は、大正10年(1921)3月3日に国の史跡に指定された。昭和41年(1966)からは栃木県教育委員会による発掘調査が開始され、古代における寺院の状況が少しずつ明らかになってきた。発掘調査はその後、南河内町、合併後の下野市に引き継がれ、平成30年度(2018)まで第41次にわたって行われた。平成30年(2018)までに伽藍地の一部である西回廊と再建塔跡及び両地の周辺が整備され、「史跡下野薬師寺跡ふるさと歴史の広場」として活用されている。

また平成30年(2018)7月、「平成大修理」が完了した安国寺は、679年ぶりに寺名を「薬師寺」に変更し、下野薬師寺跡とともに広く市民等への周知を図っている。

3. 社会的環境

(1) 人口

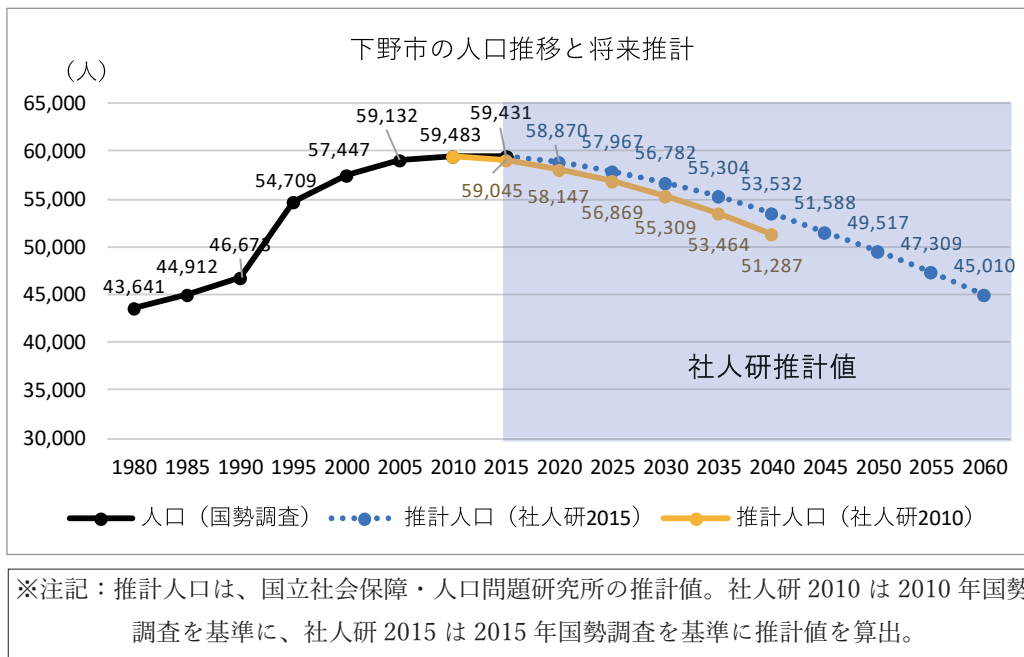


図5 下野市の人口推移と将来推計値
(下野市 令和2年(2020)『下野市人口ビジョン』p.2より転載)

(2) 産業

① 農業

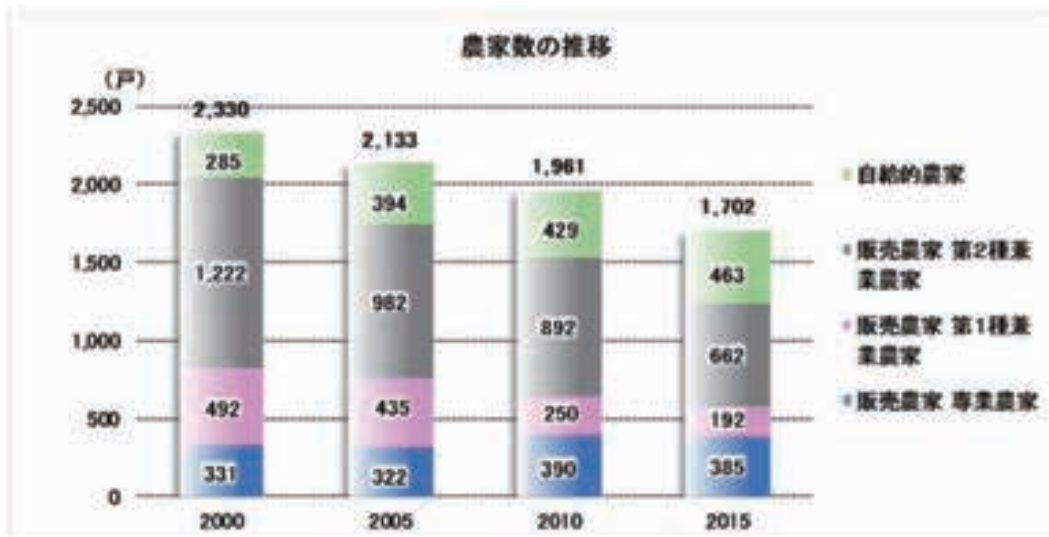


図6 農家数の推移
(下野市 令和2年(2020)『下野市人口ビジョン』p.17より転載)

②工業



製造品出荷額等構成比（平成30年(2018)）

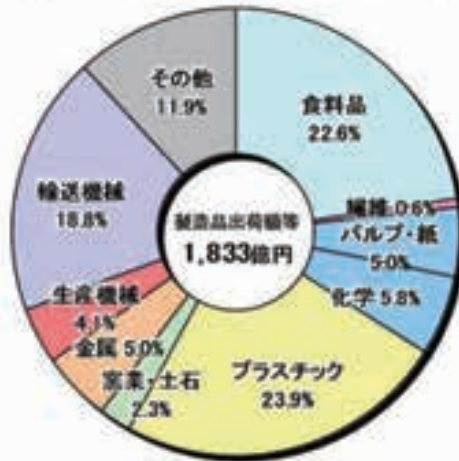
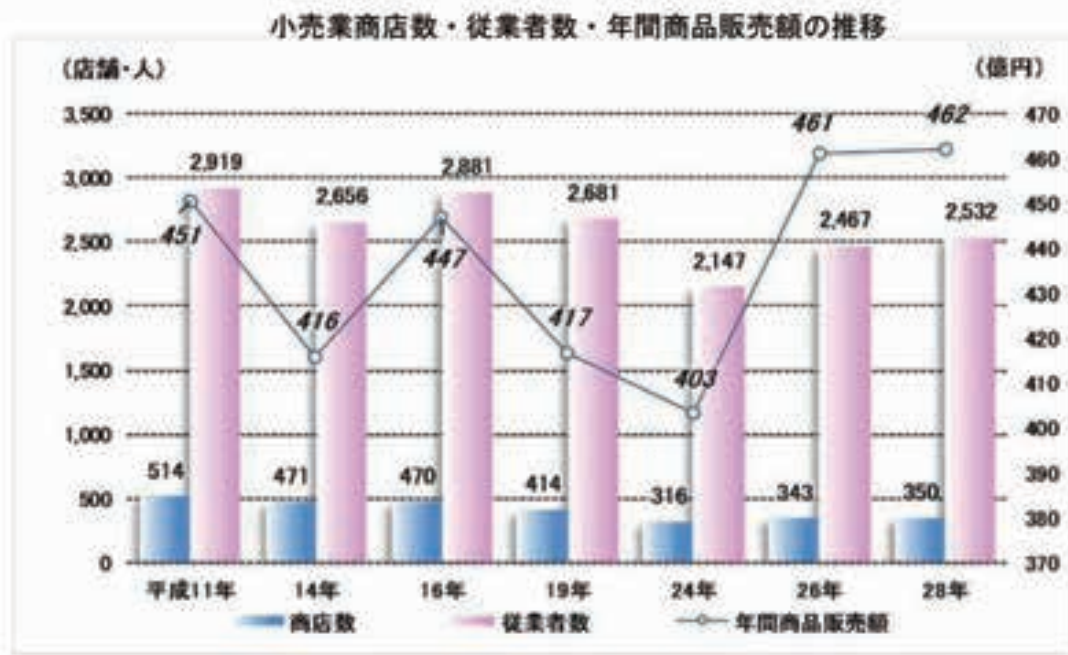


図7 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移／製造品出荷額等構成比
 (下野市 令和2年(2020)『下野市人口ビジョン』p.18より転載)

③商業



商店数構成比 (平成28年 (2016))



図8 小売業商店数・従業員数・年間商品販売額の推移／商店数構成比
(下野市 令和2年(2020)『下野市人口ビジョン』p.19より転載)

④観光

平成 23 年（2011）に「道の駅しもつけ」が開業し、観光入込客数が平成 24 年（2012）には 300 万人を超えるなど、下野市の観光資源の中心として観光入込客数を支えてきたが、平成 29 年（2017）は道の駅しもつけのオープン以降最も少ない観光入込客数となっている。

しかし、市内で開催されるイベントには、「天平の花まつり」「天平の芋煮会」「グリムの森イルミネーション」などがあり、それぞれ来場者数は増加している状況にある。

また、平成 30 年（2018）年 4 月には天平の丘公園内の民俗資料館「夜明け前」をリノベーションし、「古民家カフェ」としてリニューアルオープンしたことで、同公園の来場者が増えている。

今後も、従来の観光資源のブラッシュアップや観光資源のネットワーク化を図ることが重要な戦略となる。

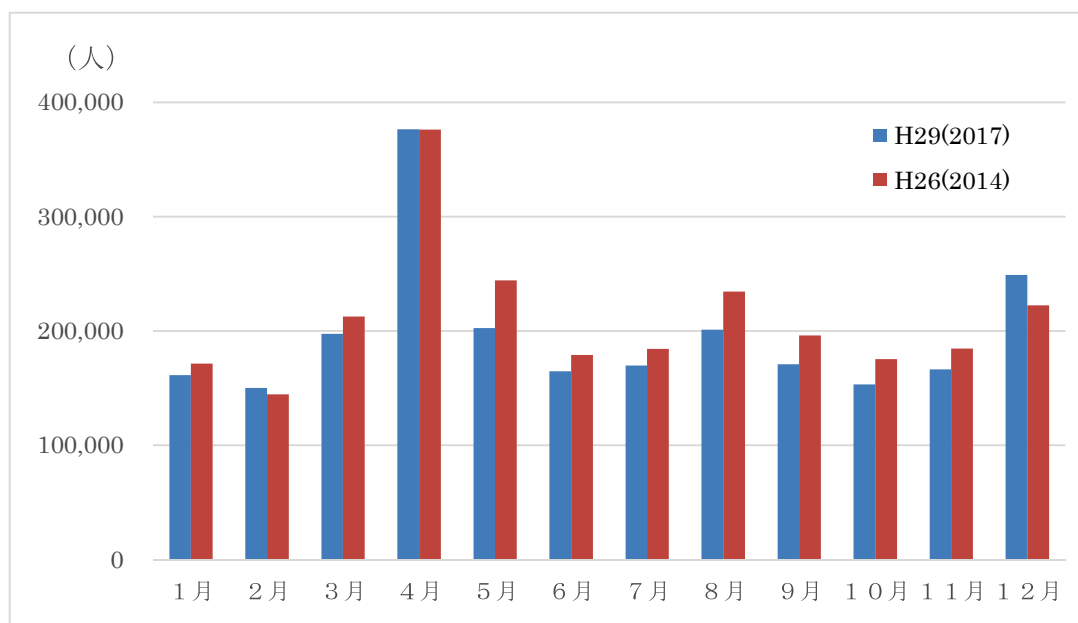


図 9 下野市の月別観光入込客数（平成 26 年（2014）・平成 29 年（2017））
（下野市 平成 31 年（2019）『第二次下野市観光振興計画』p. 9 より転載）

（3）交通

最寄り駅は史跡の南西約 2 km に位置する J R 自治医大駅で、宇都宮駅まで約 15 分、上野駅まで約 1 時間 20 分となっている。主要な道路は史跡指定地のほぼ中央を一般県道結城石橋線（県道 146 号）が南北に通っており、史跡から約 500m 南には一般県道笹原二宮線（県道 310 号）が、さらに南下して約 1.2km で小山下野線（県道 366 号）と交差している。

関東圏から下野薬師寺跡までの主要なアクセス道路は、首都圏中央連絡自動車道（国道 468 号、通称：圏央道）、国道 4 号、新 4 号国道であり、約 2 時間の距離にある。宇都宮・下野薬師寺跡間は、国道 4 号経由で約 40 分の位置にある。

最寄り駅の J R 自治医大駅から史跡までは、車で約 10 分、自転車約 15 分、徒歩で約 30 分の距離である。駐車場は、下野薬師寺歴史館に整備されている。また、市内ではダイヤモンドバス「おでかけ号」が午前 8 時から午後 5 時まで運行し、月曜日から土曜日まで利用できるほか、レンタサイクル貸出場が小金井駅、自治医大駅、石橋駅に設置されている。

(4) 地域資源

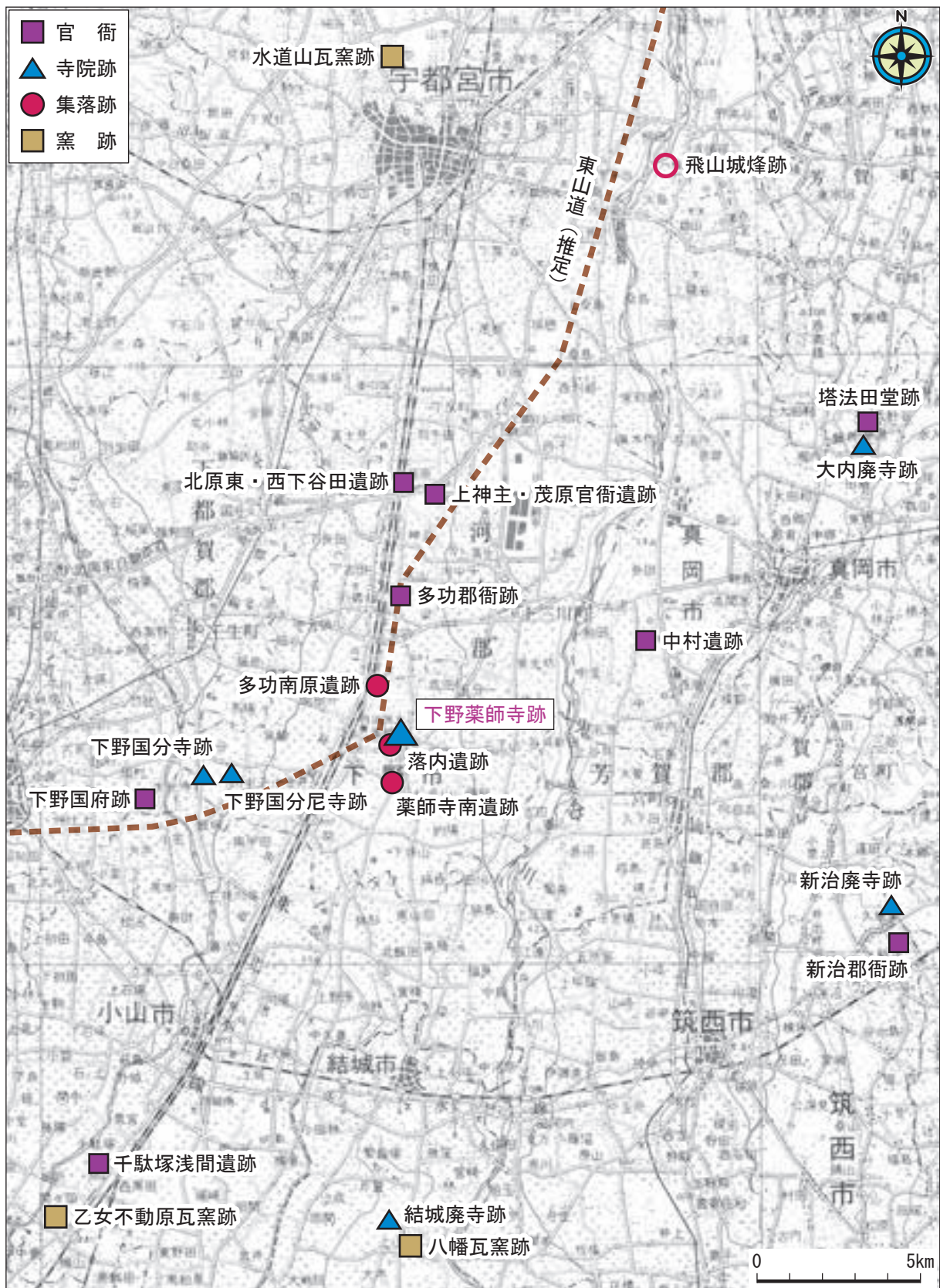


図 10 官衙・寺院等の遺跡分布図

(下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.20 を調整)

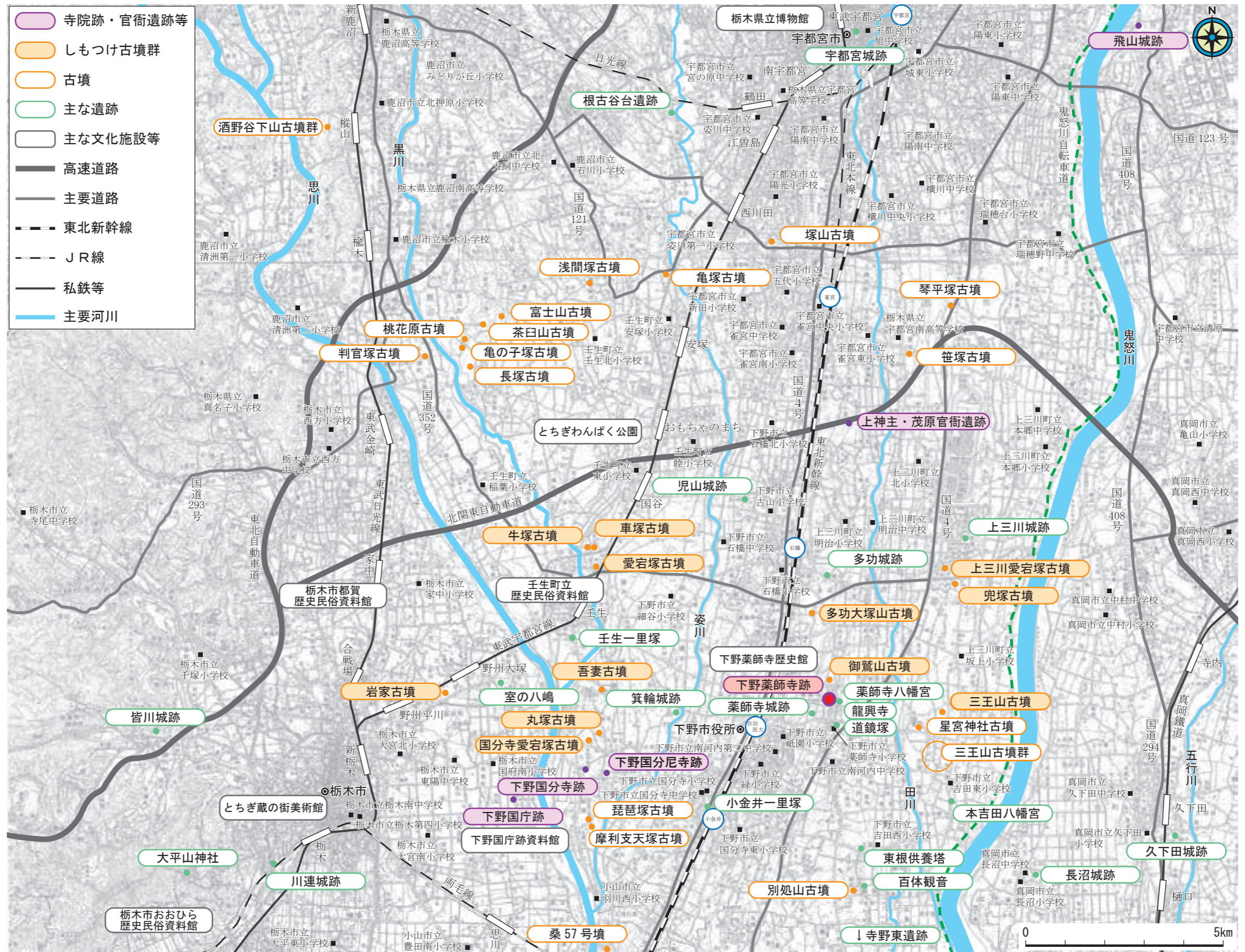


図 11 関連文化財等の広域ネットワーク図
 (下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.139 を加筆修正)

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

1. 史跡等指定の状況

(1) 史跡指定概要

種別	第一類 史跡 大正十年三月三日 内務省告示 三十八号
名称	下野薬師寺跡
所在地	栃木縣河内郡南河内村大字薬師寺
説明	創建は天武天皇の二年とも文武天皇大宝三年とも云へるか聖武天皇天平二十一年には既に存せしこと明にして我国三戒壇の一なり
指定の事由	保存要目中史跡に関する部第二（社寺の址跡及祭祀信仰に関する史跡にして重要なもの）に依る
保存の要件	礎石土壇其の他旧址の現状の変更を来すへき行為を許可せざるは勿論遺瓦又は土石の採取を禁し従来の慣行に依る利用の外建造物の新設樹木の伐採等に付き十分の注意を要す

※旧字体はすべて現代文に直して記載

(2) 史跡指定地の地番

表3 指定地内の地番一覧（※平成22年は国土調査法に基づく地籍調査のもの）

大正15年		昭和58年		平成22年		大正15年		昭和58年		平成22年	
1721		1647		1647		1740		1732		1729	6
1722		1648		1648		1744	イ	1733		1729	7
1723		1649	1	1649	1	1744	ロ	1734		1729	8
1724	1	1649	2	1649	2	1744	ハ	1735		1729	A
1724	ロ	1650		1650		1744	ニ	1736	1	1730	A
1725		1651		1651		1744	ホ	1736	2	1730	5
1726		1683		1683		1744	ヘ	1736	3	1730	6
1727		1684		1684		1745	1	1736	4	1731	1
1728		1685		1685		1745	2	1736	5	1731	2
1729		1686		1686		1745	ハ	1737	1	1732	
1730		1687		1688		1746	1	1737	2	1733	
1731		1688		1689		1746	ロ	1738	1	1734	1
1732		1689		1721	1	1747	1	1738	2	1734	2
1733		1723	1	1722	1	1747	ロ	1739	1	1735	
1734		1724	1	1725	1	1747	3	1739	2	1736	1
1735		1724	2	1725	3	1748	1	1739	3	1736	2
1736	イ	1725	1	1726	3	1748	2	1740	1	1736	3
1736	ロ	1726	1	1727	3	1749	1	1740	3	1737	1
1736	ハ	1727	1	1728	1	1749	2	1744	1	1739	1
1737		1728	1	1728	2	1750		1744	2	1739	2
1738		1728	2	1728	4	1751		1744	3	1739	3
1739		1731		1729	5	1752		1744	4	1739	4

表3 指定地内の地番一覧（続き）

大正15年		昭和58年		平成22年	
1753		1744	5	1739	6
1754		1744	6	1739	8
1755		1744	7	1740	1
1756		1744	8	1744	1
1757		1745	1	1744	2
1758		1745	2	1744	3
1759		1745	3	1744	4
1760		1746	1	1744	5
1761		1746	2	1744	6
1762		1747	1	1744	7
1763	1	1747	2	1744	8
1763	2	1747	3	1744	10
1764	1	1748	1	1745	1
1764	2	1748	2	1745	2
1765		1749	1	1745	3
1766		1749	2	1745	6
1767	1	1750	1	1745	7
1767	2	1751	1	1745	8
1767	3	1752		1745	9
1767	4	1753	1	1745	10
1768		1754		1745	11
1769		1755	1	1745	12
1769		1756		1746	1
1770		1757	1	1747	1
1771		1758	1	1747	2
1772		1759		1747	3
		1760	1	1748	1
		1761	1	1748	2
		1762	1	1749	1
		1763	1	1749	2
		1763	2	1750	1
		1763	3	1752	

大正15年		昭和58年		平成22年	
		1764	1	1753	1
		1764	2	1754	
		1765		1755	1
		1766	1	1756	
		1766	2	1757	A
		1767	1	1757	1
		1767	2	1758	1
		1767	3	1759	
		1767	4	1760	1
		1767	5	1761	1
		1767	6	1762	1
		1768		1763	1
		1769	1	1763	2
		1769	2	1763	3
		1769	3	1765	
		1770		1766	1
		1771		1766	2
		1772	1	1767	1
		1772	2	1767	2
				1767	3
				1767	4
				1767	5
				1768	
				1769	1
				1769	2
				1769	5
				1770	
				1771	1
				1772	1
				1772	2
				1772	5
				1772	6

(3) 史跡指定範囲

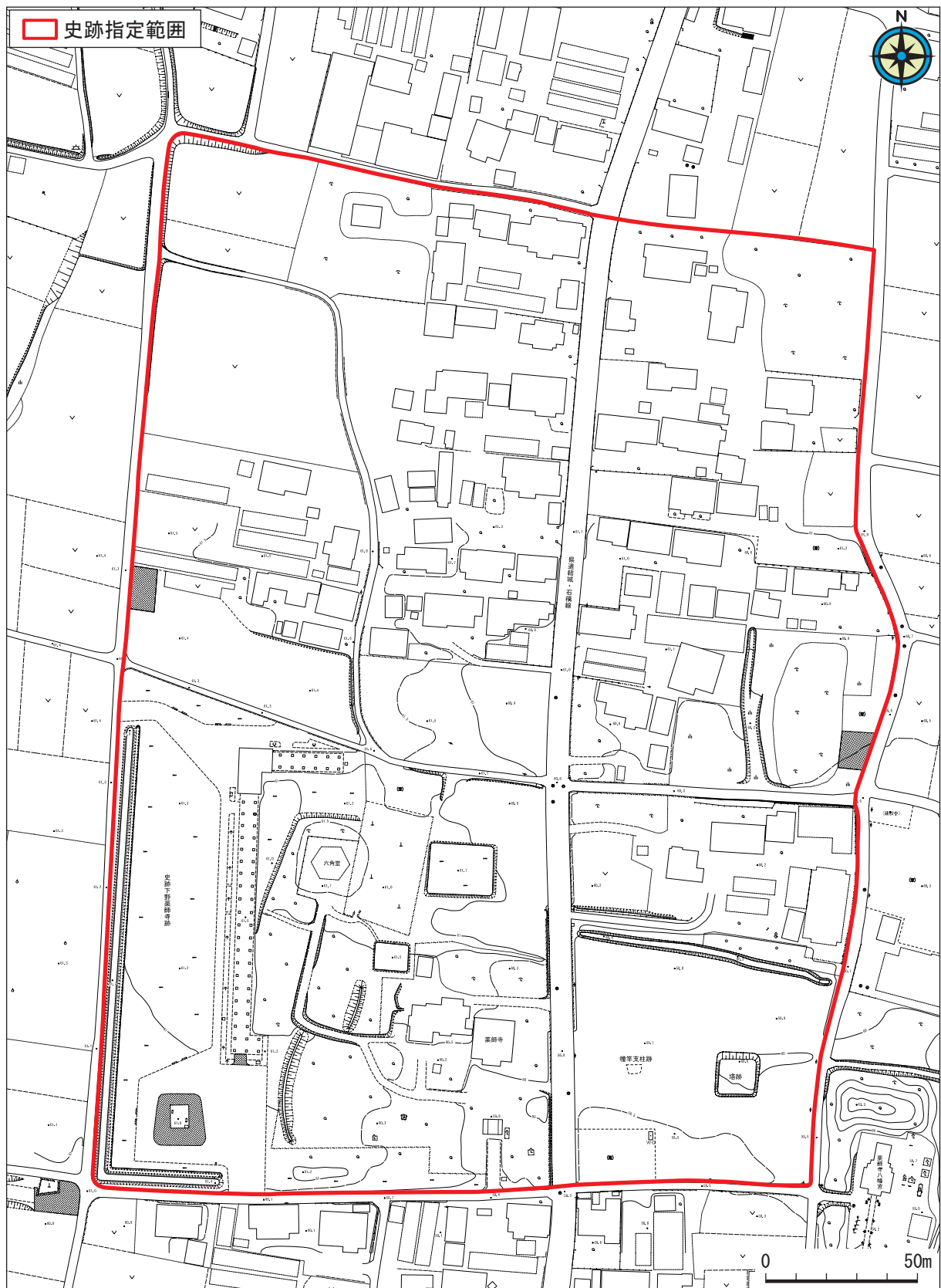


図 12 史跡指定範囲図

(下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.25 を調整)

(4) 史跡を構成する諸要素の状況

第2期保存管理計画書 p.115 では、史跡を構成する要素について以下のように整理しているが、現状においても内容に大きな変更はない。

①本質的価値を構成する要素

史跡下野薬師寺跡を保存管理していく上で、必要不可欠な史跡の本質的な価値を構成する要素である。

- ・下野薬師寺跡を構成する伽藍・周囲を画する塀・門・主要施設に付随する建物群等、寺院施設に関する遺構
- ・下野薬師寺の創建や運営に密接に関係した関連遺跡
- ・中世以降の下野薬師寺跡の現存する遺構（土塁等）

②本質的価値と密接に関わる要素

下野薬師寺に直接には関わらないが、下野薬師寺の歴史や周辺の歴史的環境の形成に密接に関わる要素である。

- ・推定東山道を含む下野薬師寺に関わる古代の交通路
- ・御鷲山古墳等周辺の古墳及びその他の埋蔵文化財
- ・薬師寺(第2期保存管理計画書においては安国寺。平成30年(2018)に寺号を改めた)、龍興寺、八幡宮など関連する寺社及び境内の文化財
- ・三味場、地藏山などの伝承地
- ・江戸時代以来の地割や道筋
- ・巨木(指定の記念物)や下野薬師寺の景観的な価値の向上に資する植物

③その他の要素

上記以外の住宅等建築物、道路、電柱等の工作物など、居住者の生活や生産活動に係る要素である。(※史跡指定地内において改変・改築・除去・移動等が行われる場合は、現状変更の許可申請の対象となる要素)

(5) 土地利用状況

今回の整備区域に係る土地の現状と第3期保存整備後の土地利用形態は次のとおりである。なお、整備対象区域については、市街化調整区域に該当する。

①史跡公園

(既整備区域及び未整備の薬師寺境内北側、p.24の「図13 土地利用状況」を参照)

・現状

指定地南西の一角、約10,000㎡を「下野薬師寺跡ふるさと歴史の広場」として平成13年度から公開している。西回廊跡の基壇と北西隅部の建物復元のほか、ウバメガシによる南西部外郭施設の表示、大型屋外模型による屋外総合解説施設の整備等を行っており、指定地南西隣接地にはガイダンス施設としての機能を併せ持つ下野薬師寺歴史館がある。公園内には約100本の梅があり、下野市の梅の名所となっている。

指定地の中央付近、薬師寺境内の北側区域は公有地であり、第3期保存整備に向けて草地管理となっている。現在は、東金堂跡の基壇範囲を盛土により暫定表示している。

・第3期保存整備後

未整備区域にある金堂・講堂・東金堂・東回廊の復元整備と、第1期整備で復元したが経年劣化が目立つ西回廊の再整備、及び金堂と回廊との取り付き部の整備を実施し、一体的な史跡公園として公開予定である。また、第1期整備で植栽した梅が成長し、一部で過密状態となっていることから、間引きなどの環境整備を行い、公園内の適切な維持管理を継続する。

②医王山薬師寺境内

・現状

「下野薬師寺跡ふるさと歴史の広場」の東側に隣接している。境内には山門と本堂の他、江戸時代後期に建設された六角堂が存在する。六角堂の前面には歴代住職の墓地があり、また、東側は檀家の墓地となっている。下野薬師寺の中門跡、創建塔跡、西金堂跡が境内に存在することが発掘調査によって明らかになっており、創建塔跡は盛土して基壇範囲を暫定表示している。また、歴史広場や東金堂跡との境界付近には中世の土塁跡も残存している。

・第3期保存整備後

創建塔跡から東金堂跡南の土塁までの一帯を、現在の医王山薬師寺の協力のもとに将来的に公有化し、創建塔跡の基壇復元や植栽整備等を実施する計画である。

③道路

(p.25の「図14 史跡周辺の市道路線番号」を参照)

・現状

指定地及び周囲の道路は、主に中央部を南北に通過する県道146号(結城石橋線)、県道に交差する東西方向の市道4093号、指定地境界に沿った南北方向の市道4070号により構成されている。県道146号(結城石橋線)は、下野市の幹線道路の一つであるが、近年、東側に新4号国道(小山石橋バイパス)や西側に市道南2-3号が整備されたことにより、以前に比べ交通量は減少気味である。

その他、指定地内や周囲の道路は、いずれも周辺居住者等の生活道路や農作業用の道路として利用されている。金堂、講堂、門、外郭施設などの遺構と重複する部分の道路に関しては、将来的な付け替えなどが課題となる。

・第3期保存整備後

指定地内の市道は、整備の進展に伴い地域住民への丁寧な説明と理解を得ながら、一部を史跡の管理用道路として転用する。主要伽藍を東西に走る市道4093号については、金堂跡等の史跡整備に伴い遺構に影響がない位置(北側)へ移す予定である。また、史跡を南北に走る県道146号(結城石橋線)は、来訪者が主要伽藍エリアと再建塔跡エリアを行き来する際に横断歩道を渡る必要があることから、横断歩道前後区間の交通安全対策に取り組む。

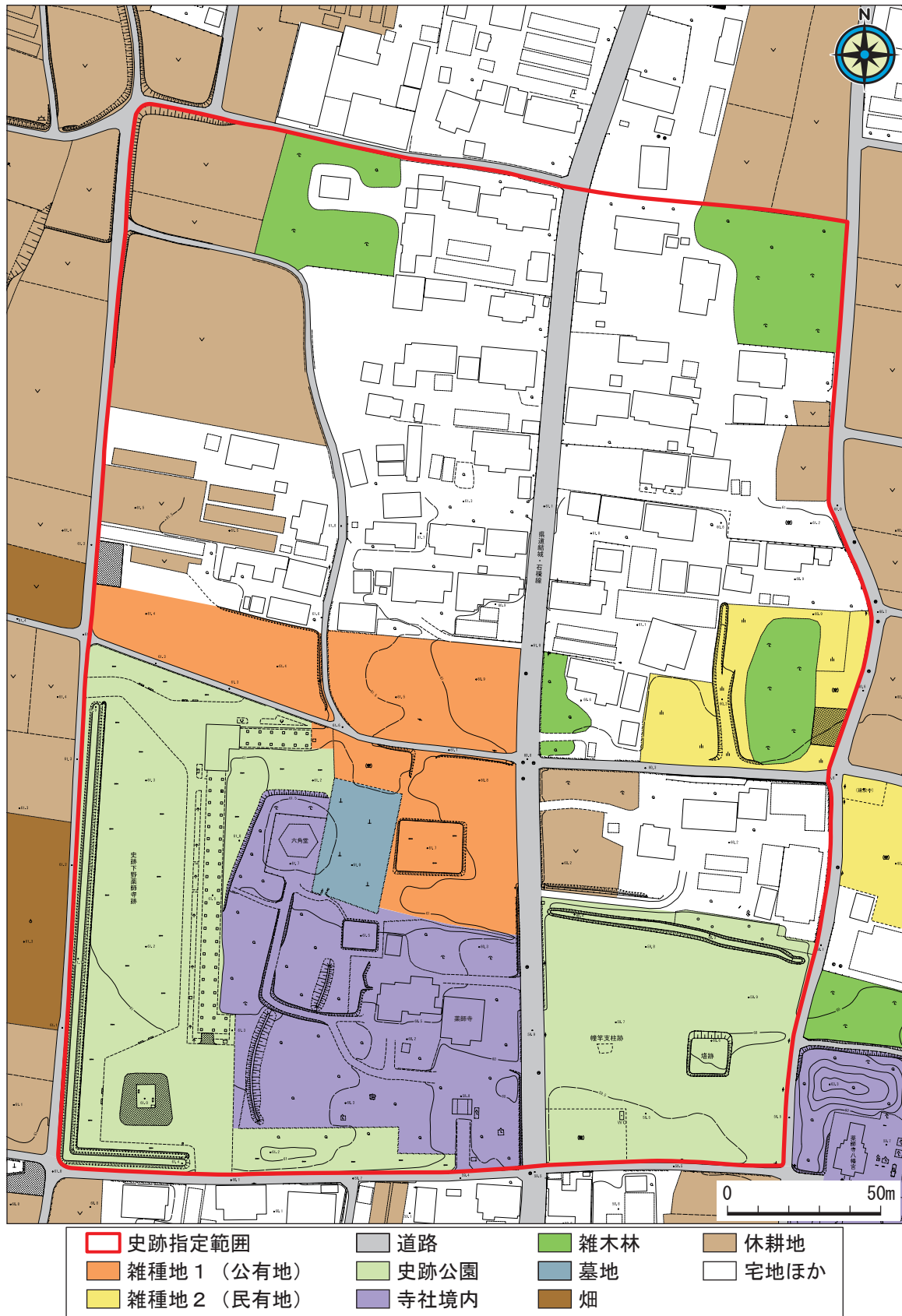


図 13 土地利用状況

(下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.82 を調整)

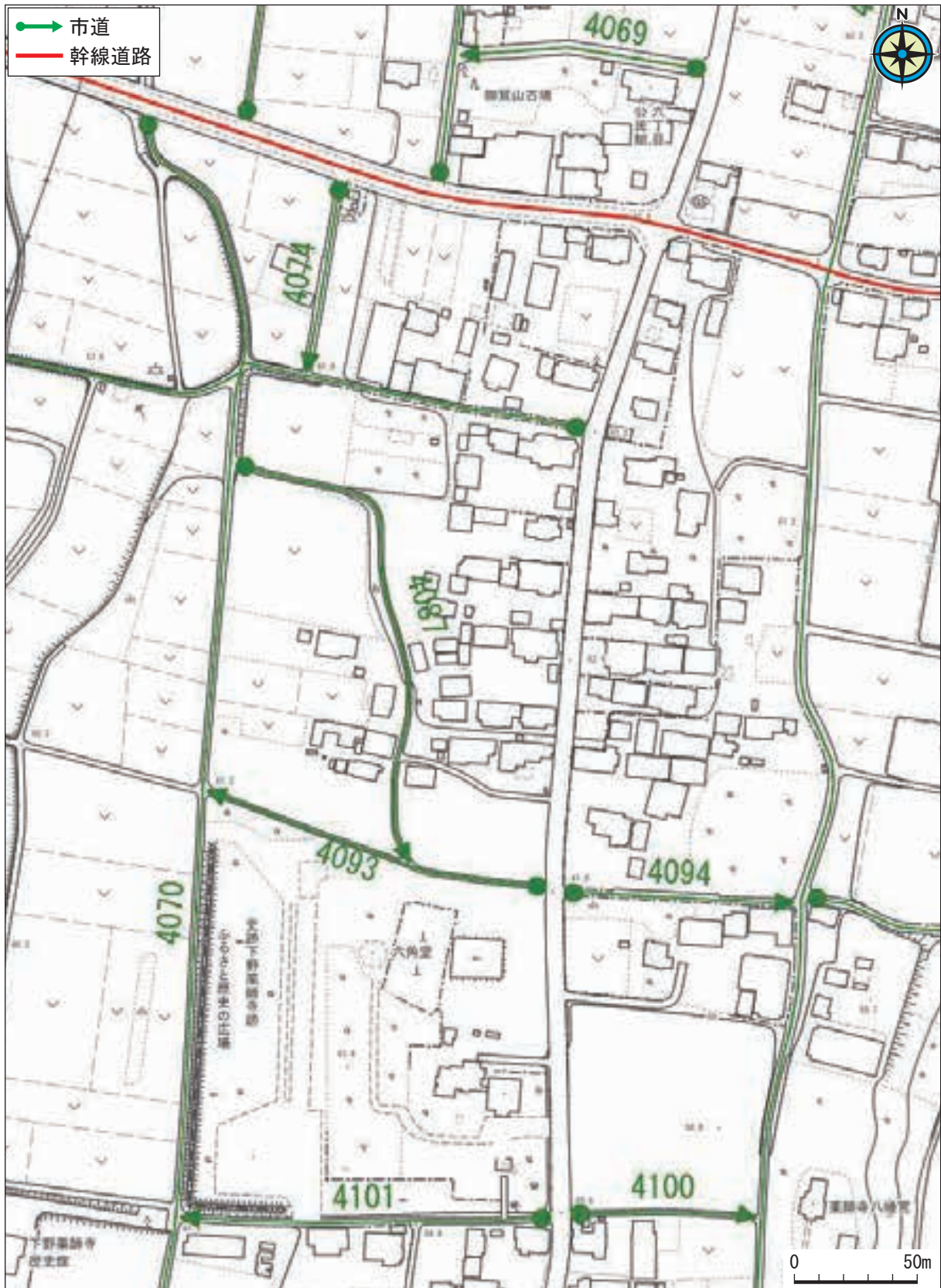


図 14 史跡周辺の市道路線番号
 (下野市 令和 3 年 (2021) 作成)

(6) 公有化状況

国庫補助を受けながら、史跡指定地内の主要遺構が確認された範囲を対象に公有地化事業を推進している。公有地においては順次史跡整備を行い、史跡の公開活用を図っている。

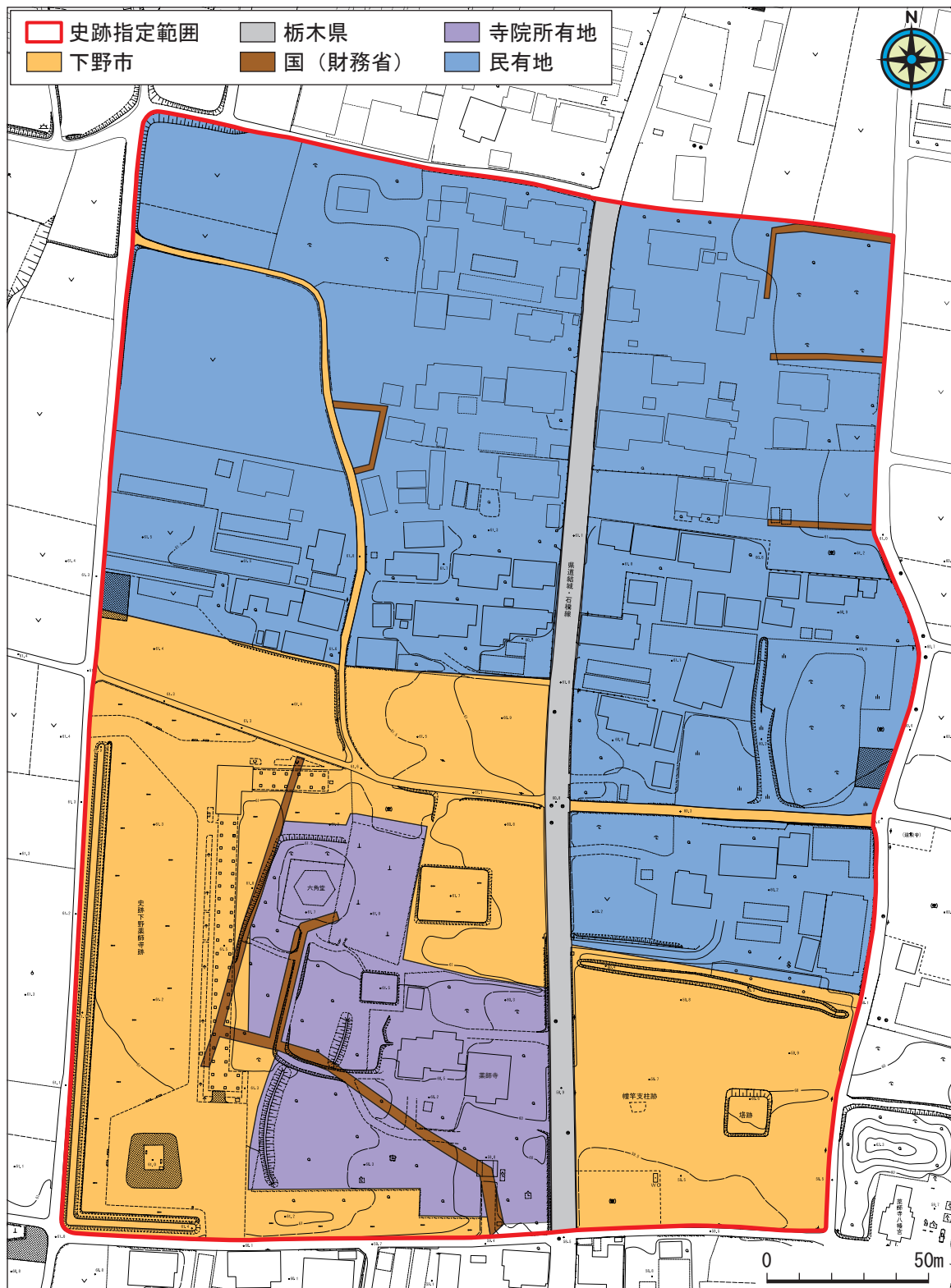


図 15 土地所有状況

(下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.84 を調整)

2. 史跡等の概要

(1) 発掘調査の成果

第2期保存管理計画書に記載された内容をもとに、発掘調査成果を以下のように整理する。本項では、第15次以前の発掘調査成果は割愛するが、第1～15次調査の概略については第2期保存管理計画書 p.31 の表に記載のとおりである。

表4 下野薬師寺跡の発掘調査成果

下野薬師寺跡(史跡指定地)	
第16次調査 (平成4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・寺院地南西地区の寺院地区画施設から西回廊南西隅に至る約12,000㎡について調査を実施。 ・回廊について、桁行・梁行とも4.2m(14尺)の柱間をもつ瓦葺単廊の回廊であることを確認した。
第17次調査 (平成5年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・西回廊の規模・構造・造営時期などを明らかにすることを目的とし金堂との取付き部を含む、ほぼ全面にわたる調査を実施。 ・西回廊の中央部西側で瓦敷遺構が確認されたため、回廊中央部に門が存在した可能性がある。 ・西回廊の西側では、南北の一本柱塀を検出した。
第18次調査 (平成6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・西回廊の下層、寺院地西辺地区の利用形態、寺院地の西・北・東辺を区画する外郭施設などを明らかにすることを目的として調査を実施。 ・西回廊の下層では、瓦葺回廊に先行する仮設的性格の強い施設と想定される一本柱塀の柱掘方を検出した。 ・調査により、寺院地西辺地区には建物などの構築物は存在しなかった可能性が高い。
第19次調査 (平成7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・東塔の調査については、昭和42年度の第3次調査でほぼ全面にわたる調査が行われ、基壇辺長12.12mと、辺長15.75mの時期の異なる上下2つの基壇からなると推定されていた。 ・第19次調査の結果から、古い塔基壇は存在しないことが明らかとなった。また、16次調査で確認した瓦溜りの特徴等から、創建期の塔は回廊内にあり、火災で焼失したことから寺院地の東に位置を変えて再建したと想定される。
第20次調査 (平成7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで講堂と考えられてきた建物は金堂であり、第20次調査で新たに検出した遺構が講堂であるとの想定に到る。

下野薬師寺跡（史跡指定地）	
第22次調査 （平成11年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊に取付く金堂跡と寺院地の南西地区の調査を実施。 ・第20次調査において、北の建物を講堂跡、南の建物を金堂跡と考えるに至った。 ・確認された金堂の基壇規模は東西約38m、南北約20mである。基壇北東部で大きく破壊されていたが、凝灰岩の切石を使用した階段を検出した。耳石の基部の残存から階段の横幅を3.9mと推定した。基壇の上部が残っていないため、段数は不明である。 ・復元できる建物規模は、桁行総長33.9mで両脇間の柱間寸法が3.3m、中央の7間が各3.9mの等間の桁行9間、梁行4間である。梁行総長は14mで、両脇間の柱間寸法が3.3m、中央の2間が3.9mである。
第23次調査 （平成12年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・南面西回廊の南西部で確認面積140㎡の広がりをもつ瓦溜まりを確認した。 ・出土瓦の特徴から、焼失した建物が大棟や降棟をもつ四面庇建物であることが想定される。
第26次調査 （平成13年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・南門跡とその周辺部についての調査を実施。 ・調査結果から、南門の基壇規模は東西約15m、南北約10mである。基壇周辺には焼土等を含む堆積層が存在したことから、南門は火災を受けた可能性がある。
第28次調査 （平成14・15年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和41年度の第2次調査で、戒壇院跡と伝承されてきた安国寺六角堂の下層で、基壇建物が確認されていた。また、伽藍中軸線をはさんだ東側対照位置で同規模の建物の存在が推定されていた。この建物と、隣接する東回廊の確認を目的として調査を実施した。 ・建物の基壇規模は東西約21m、南北約17mである。 ・東回廊については、南北約54mにわたる基壇と幅約70cmの南北に走る溝を確認した。
第31次調査 （平成16年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・西の六角堂下層で確認した基壇建物の規模の再確認、および当初回廊内に想定された金堂跡の基壇規模を確認するために調査を実施。 ・六角堂下層で確認された基壇建物は、創建期に建立されたことが明らかになり、少なくとも当初から戒壇として建立された建物ではないことが判明した。 ・過去の調査で金堂と推定した建物は、創建時の金堂跡ではなく創建の塔と考えるに至った。基壇規模は1辺12m程度の正方形の基壇だったと考えられる。

下野薬師寺跡（史跡指定地）	
第33次調査 （平成17年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・鐘楼・経蔵跡の位置確認を目的として未調査箇所回廊内部の南西隅部を調査した。 ・基壇建物などの寺院に附属する建物は確認できなかった。
第37次調査 （平成18年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・回廊北側の2か所で、合わせて約700㎡の調査を実施。 ・基壇建物は確認できなかったが、直径約14mの土取穴を確認した。この土坑には創建期の瓦が混ざっており、薬師寺の改修期に掘られた土坑と考えられる。 ・付近の別の土坑からは、多数の瓦破片や土器類が出土し、銅地金張の板状の遺物も出土した。これらは金堂内部荘厳具や須弥壇周辺の飾り金具の可能性が考えられる。
第38次調査 （平成22年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・再建塔地区の整備のため、再建塔の南西で450㎡の調査を実施。 ・調査の結果、調査区内では下野薬師寺創建以前の建物や中世以降の遺構のみが確認された。再建塔地区には奈良・平安時代の遺構が存在しないことが明らかになった。
第39次調査 （平成23年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・再建塔地区の整備のため、再建塔の南東部750㎡の調査を実施。 ・調査の結果、調査区内では下野薬師寺創建以前の建物や中世以降の遺構のみが確認された。再建塔地区には奈良・平安時代の遺構が存在しないことが明らかになった。
第40次調査 （平成29年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設東辺を確認するため、推定東門地区の調査を実施。第40次調査では指定地東側を縦断する市道に面する200㎡を対象とした。 ・調査の結果、外郭施設に関する遺構を確認することはできなかった。
第41次調査 （平成30年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設東辺を確認するため、推定東門地区の調査を実施。第41次調査では40次調査の西側600㎡を対象とした。 ・調査の結果、東西18m・南北30mの基壇建物、東西8m以上・南北4m以上の基壇建物を確認した。これらの建物については、外郭施設である掘立柱塀が付属しないことから、東門である可能性は低いと考えられる。

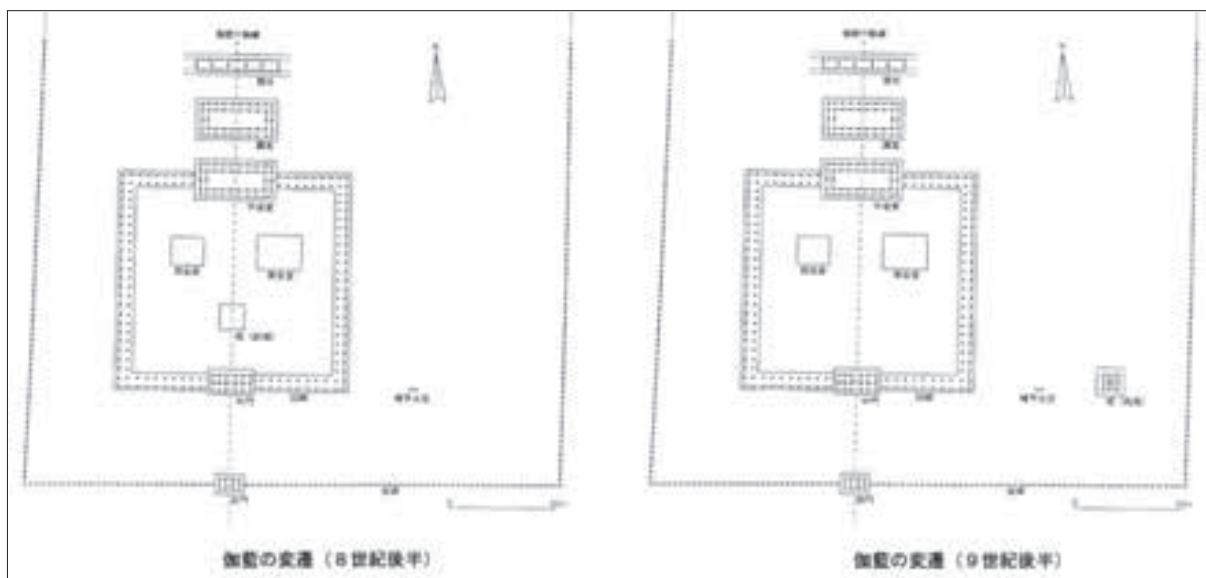


図 16 伽藍の変遷図

(下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.51 より転載)

(2) 周辺遺跡の発掘調査

表 5 落内遺跡の発掘調査成果 (遺跡位置は p.16 の図 10 を参照)

落内遺跡	
第1次調査 (平成9年度)	<ul style="list-style-type: none"> 下野薬師寺歴史館建設に先立って3,500㎡の発掘調査を実施。 調査の結果、掘立柱建物4棟、竪穴建物100軒を確認した。新羅系土器や畿内系土師器、墨書土器「寺」などの出土遺物から寺院の造営や運営に関係の深い集落であったことが明らかになっている。
第3次調査 (平成26・27年度)	<ul style="list-style-type: none"> 下野薬師寺跡第6次調査の際に確認された基壇建物の確認を目的として2,500㎡の調査を実施。 調査の結果、2棟の長舎建物に付随する南北長66m以上の掘立柱塀を確認した。また、長舎建物に先行して建物南半部に庇状の柱を有する掘立柱建物を確認している。 これらの建物の性格については、古代河内郡を本貫とする下毛野氏の居宅や初期官衙であったことが想定される。

※第 2 次調査は薬師寺幼稚園増築に伴って平成 19 年に実施したが、寺院の隣接地ではないため、上記の表には記載していない。

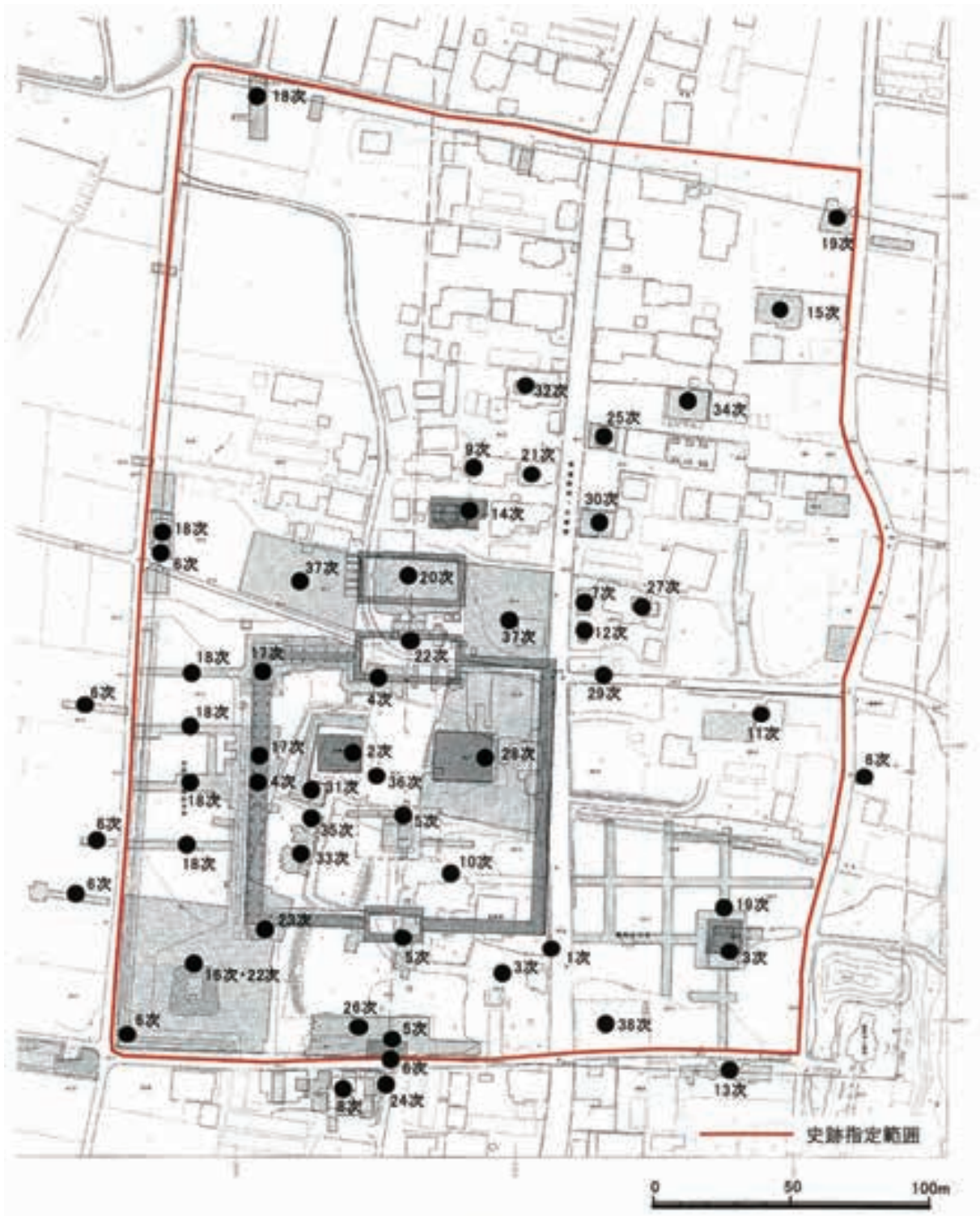


図 17 主な検出遺構と調査位置図
 (下野市 平成 23 年 (2011) 『第 2 期保存管理計画書』 p.30 より転載)

3. 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

(1) 公開活用状況

第1期整備では、西側回廊跡を中心とした史跡指定地内の整備と下野薬師寺歴史館の整備等によって、現地での遺構展示やガイダンス機能を充実させた。下野薬師寺歴史館の直近5年間の入館者数の推移を見ると、平成30年度(2018)が最も多くなっている。月別入館者数は、「史跡まつり」が開催される3月が突出して多い(令和2年(2020)3月の入館者数が少ないのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で臨時休館したためである)。

第2期整備では、再建塔跡の整備と栽培園の整備、横断歩道(一般県道結城石橋線)の増設等を行い、史跡指定地内での回遊性の向上や体験学習の促進を図っている。

下野薬師寺歴史館では、「下野薬師寺ボランティアの会」が見学対応に当たっている。また、歴史館が主催するイベント等に対して協力を行っているほか、自治医大学園祭など外部のイベントでも積極的に史跡のPRを行っており、10年以上の活動実績を有するが、ボランティアの世代交代が課題となっている。これを受け、新規ボランティア養成講座を開講し、ボランティア数の増加と解説内容の充実を図っている。



西側回廊跡(一部復元)



南門跡(植栽表示)



再建塔跡地区



再建塔跡(基壇表示・説明板)

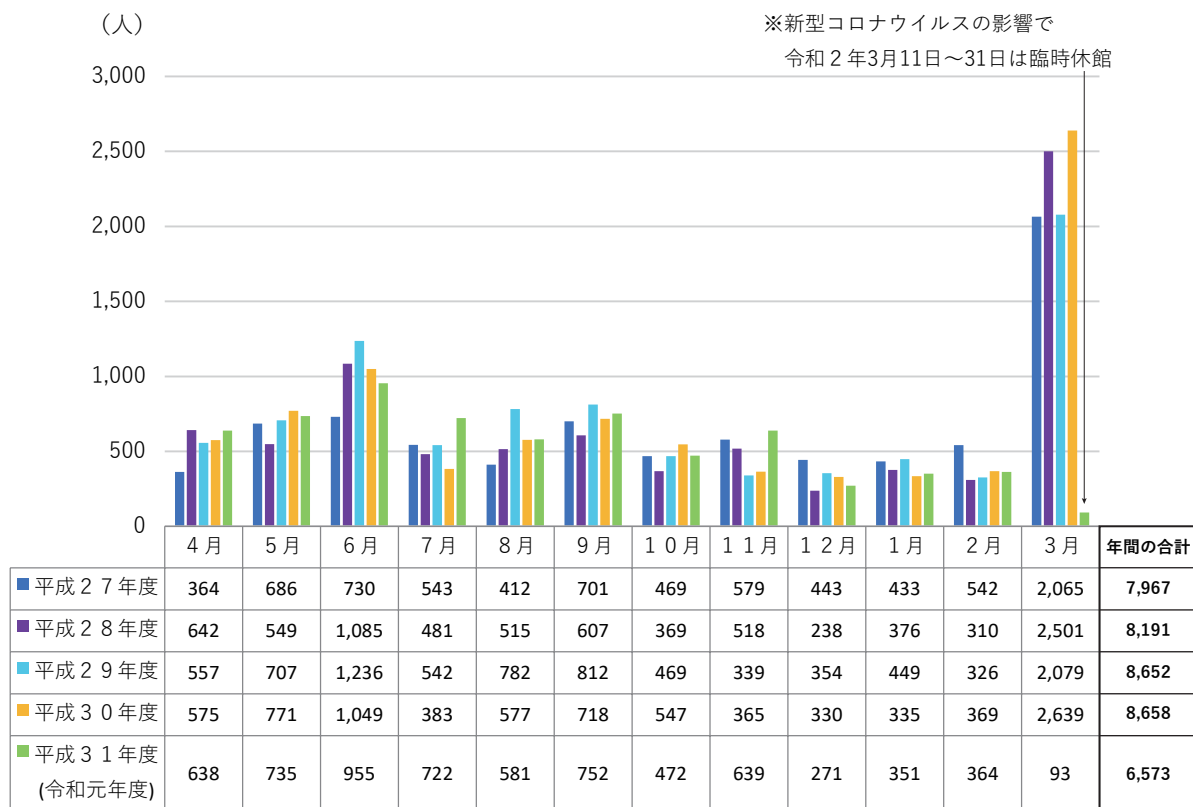


図 18 下野薬師寺歴史館の入館者数
(下野市 令和2年(2020)作成)

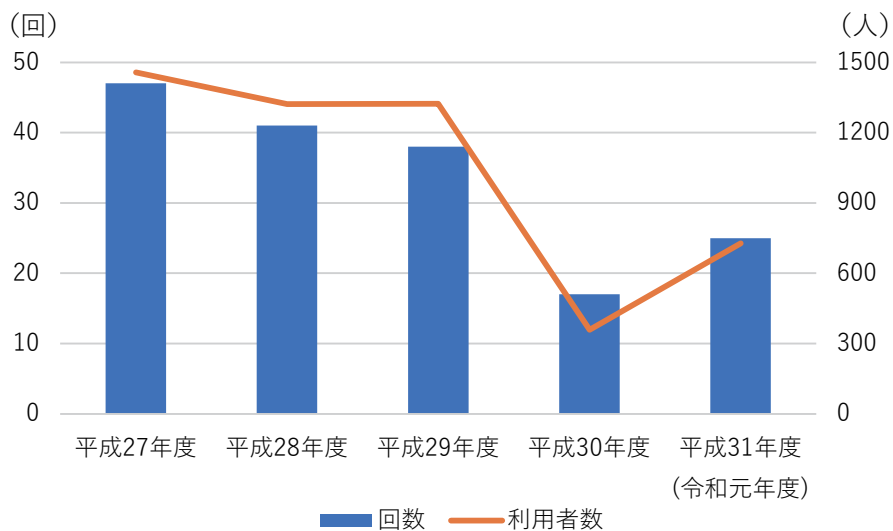


図 19 下野薬師寺ボランティアの会の利用状況
(下野市 令和2年(2020)作成)

文化財観覧ガイド養成講座 2019

下野市歴史文化基本構想に基づく「^{ひがし}東の^{あすか}飛鳥プロジェクト」の一環として、市民との協働による歴史のまちづくりを実現するため「^{ぶんかざいかんこう}文化財観覧ガイド」の養成を行います。

※文化財に光りをあてる（晃）という意味を込めて「観光」を「観覧」と表記しています。

「東の飛鳥プロジェクト」

当市域には、西暦 500 年代後半に築造された古墳群や 600 年代後半に建立された下野薬師寺、700 年代中頃に建立された下野国分寺・尼寺など多くの史跡が点在します。当地は東国でありながら都がおかれた飛鳥・奈良地方と同様に多くの史跡があることから、それらの地域特性を活かしたまちづくりを図るため「東の飛鳥プロジェクト」を推進しています。

飛鳥時代については①飛鳥に宮都が置かれた崇峻天皇 5 年（592 年）から和銅 3 年（710 年）の 118 年間②聖徳太子が摂政になった推古天皇元年（593 年）から藤原京への遷都が完了した持統天皇 8 年（694 年）の 102 年間とする説があります。

◇募集案内

◎対象	◎その他
<ul style="list-style-type: none"> 下野市が好きな方 下野市の歴史や文化財に興味がある方 学んだ知識を活かして、文化財ガイドとして活動してみたい方 	<ul style="list-style-type: none"> 全 5 回中 4 回以上出席された方に修了証を交付します。 ※修了者には、文化財ガイドについて別途ご案内いたします。 講座終了時に文化財ガイドの登録をご案内いたします。 ※活動内容は資料館や文化財の案内、愛護活動、各種研修会等を予定。
◎定員	
定員 50 名（参加無料） ※市外の方も受講できます。	
◎会場	◎申し込み・問い合わせ先
下野市役所会議室（駐車場無料） ※会場にお越しの際は、市役所西側入口よりお入りください。	①しもつけ風土記の丘資料館 電話:0285-44-5049 ②下野市文化財課 電話:0285-32-6105

◇講座内容

回	開催日	講座内容及び講師
1	7月27日（土） 10:00～12:00	「東山道と下野国」 講師 中山 晋 氏（立正大学大学院講師）
2	8月10日（土） 10:00～12:00	「上神主・茂原官衙遺跡」 講師 清地 良太 氏（宇都宮市文化課）
3	8月24日（土） 10:00～12:00	「下野国の成立と官衙」 講師 眞保 昌弘 氏（国土舘大学大学院准教授）
4	9月7日（土） 10:00～12:00	「落内遺跡」 講師 市文化財課学芸員
5	9月21日（土） 10:00～12:00	「慈覚大師 円仁」 講師 酒寄 雅志 氏 （國學院大学栃木短期大学教授）



主催：下野市の歴史文化を活用した観光振興協議会 事務局：下野市教育委員会事務局文化財課

図 20 新規ガイド養成講座（2019）のチラシ

史跡活用の一環として史跡指定地内の栽培園や休耕地等を活用し、下野市独自の取り組みである「ふるさと学習」において、下野薬師寺跡に近接する小学校と連携してエゴマなどの歴史的植物の栽培や史跡の清掃活動などを実施している。また毎年9月頃には、かつて下野薬師寺で行われていた万灯会をイメージした「下野薬師寺跡エゴマ灯明の会」、毎年3月頃の梅の開花に合わせて開催する「下野薬師寺跡史跡まつり」など、地域に密着した事業を展開している。



エゴマ絞り体験



エゴマ苗移植



史跡まつり（ものづくりワークショップ）



史跡まつり（弓矢体験）



史跡まつり（紙芝居）



史跡まつり（発掘調査現地説明会）

第4章 基本方針

1. 基本方針

本計画において検討する整備活用の基本方針を以下のように定める。

①保存に係る基本方針

「遺構を適切に保存する。」

- ・ 史跡としての学術的価値を損なうことのないよう、遺構の保存を第一義とする。
- ・ 盛土による保護層を設けて遺構を保護する。
- ・ 指定地内に埋蔵されている遺構のより確実な保護・保存と、環境保全のために、今後も公有地化を推進していく。

②遺構復元に係る基本方針

「地下にある遺構を地上へ考証復元する。」

- ・ 地下の遺構を直接見ることができない来訪者へ下野薬師寺跡の価値を伝えるため、発掘調査成果に基づいた考証を踏まえて遺構を復元する。

③回廊修復に係る基本方針

「第1期整備の回廊を修復する。」

- ・ 第1期の整備で復元した西側回廊が自然条件により経年劣化してきているので、来訪者へ正確な情報を伝えるために再整備する。

④維持管理に係る基本方針

「史跡の維持管理にかかる経費等の負担軽減を図る。」

- ・ 耐用年数の長い材料等を選択し、維持管理費用を抑える（保守作業の回数を減らすメンテナンスフリーを目指す）。

⑤道路に係る基本方針

「史跡の活用と公益性とを両立させる。」

- ・ 史跡の保存・整備・活用と周辺住民の利便性確保のため、史跡指定地内の道路を適切に管理する。
- ・ 下野薬師寺跡の活用のため、史跡指定地内を通る市道の一部を管理用道路に転用する。
- ・ 県道を挟んで東西に分かれる史跡指定地の横断の安全を確保する。

⑥活用に係る基本方針

「下野薬師寺の歴史文化的な価値を明らかにし、その調査・研究成果を多様な媒体を通して、広く発信する。」

- ・解説板の内容を更新し、来訪者に最新の調査結果を伝える環境を整える。
- ・下野薬師寺歴史館の展示内容を改修する。
- ・建物基壇や礎石の位置などを地上に表示して、来訪者が下野薬師寺の理解を深めることができる整備を図る。

「地域住民と協働して史跡の活用に取り組む。」

- ・下野薬師寺ボランティアの会などの地域団体や地域住民に史跡への関心を持ち続けてもらうため、行政との協働の機会を設ける。
- ・新しい世代にも史跡への理解を深めてもらい、史跡関連事業への参画を促すため、新規のボランティアを募集・養成する。

「教育の場となるような施策を展開する。」

- ・学校教育や生涯学習の場となるような整備活用を図る。
- ・学校教育と連携した取り組みとして、小学校の総合学習や郷土学習（ふるさと学習）などの場として活用する。

「下野薬師寺周辺の歴史資源を有機的に結び、文化財の広域ネットワークを構築する。」

- ・下野薬師寺跡を広域的に活用していくため、史跡周辺にある関連文化財や伝承地と連動した活用、特に、下野国分寺跡や下野国分尼寺跡に加え、結城廃寺跡等の栃木県外の寺院遺跡も含めたネットワークを構築していく。
- ・関連文化財等を来訪者が効率的に巡れるように、周遊ルートの設定や移動手段等の環境整備を図る。

第5章 整備基本計画

1. 全体計画及び地区区分計画

(1) 第3期保存整備基本計画の地区区分

第2期保存管理計画書では、史跡の適切な保存管理を行っていくために、地区の特性に合わせて地区区分を以下のとおり設定している。本計画においても基本的にこの地区設定を踏襲することとし、整備対象となる範囲は次ページの図21で示すように、A-1地区とA-2地区にかかる部分となる。

表6 地区区分

地区	範囲概略と保存活用の目標
A-1地区	下野薬師寺の主要伽藍が存在し、史跡の本質的価値を構成する要素が最も濃密に分布する地区である。既に公有地化が完了しており、「下野薬師寺跡ふるさと歴史の広場」として整備公開されている部分を含む。史跡の保存整備を推進し、史跡価値の向上と活用を促進する。
A-2地区 (薬師寺境内)	A-1地区と同じく下野薬師寺の主要伽藍が存在するが、薬師寺の境内となっている地区である。薬師寺の宗教活動との調整を図りながら、史跡の保存を行う。
B-1地区	下野薬師寺の堂宇や主要施設に付随する建物群等が広く分布していることが予想される地区である。現在その多くは私有地であり、宅地や農地が分布しているため、計画的な発掘調査及び公有地化の促進を図っていく。
B-2地区 (県道)	県道結城石橋線に相当する地区である。県道下には下野薬師寺の伽藍等の遺構が存在することが予想されるが、利用頻度の高い生活道路であるため、当面は遺構保存との調整を図りながら、現況の利用を継続する。将来的に条件が整った折には周辺の道路整備状況を勘案しながら、市道への移管に向けた協議を行う。

(2) 第3期保存整備基本計画で策定する整備対象地と整備の基本的方針

① A-1地区

- ・遺構保護のための盛土整備と史跡整備地の造成、及び市道4093号の付け替え
- ・金堂基壇の復元整備
- ・講堂基壇の平面表示
- ・東金堂基壇の復元整備
- ・東回廊の復元整備
- ・西回廊の再整備

② A-2地区

- ・創建塔基壇の復元整備

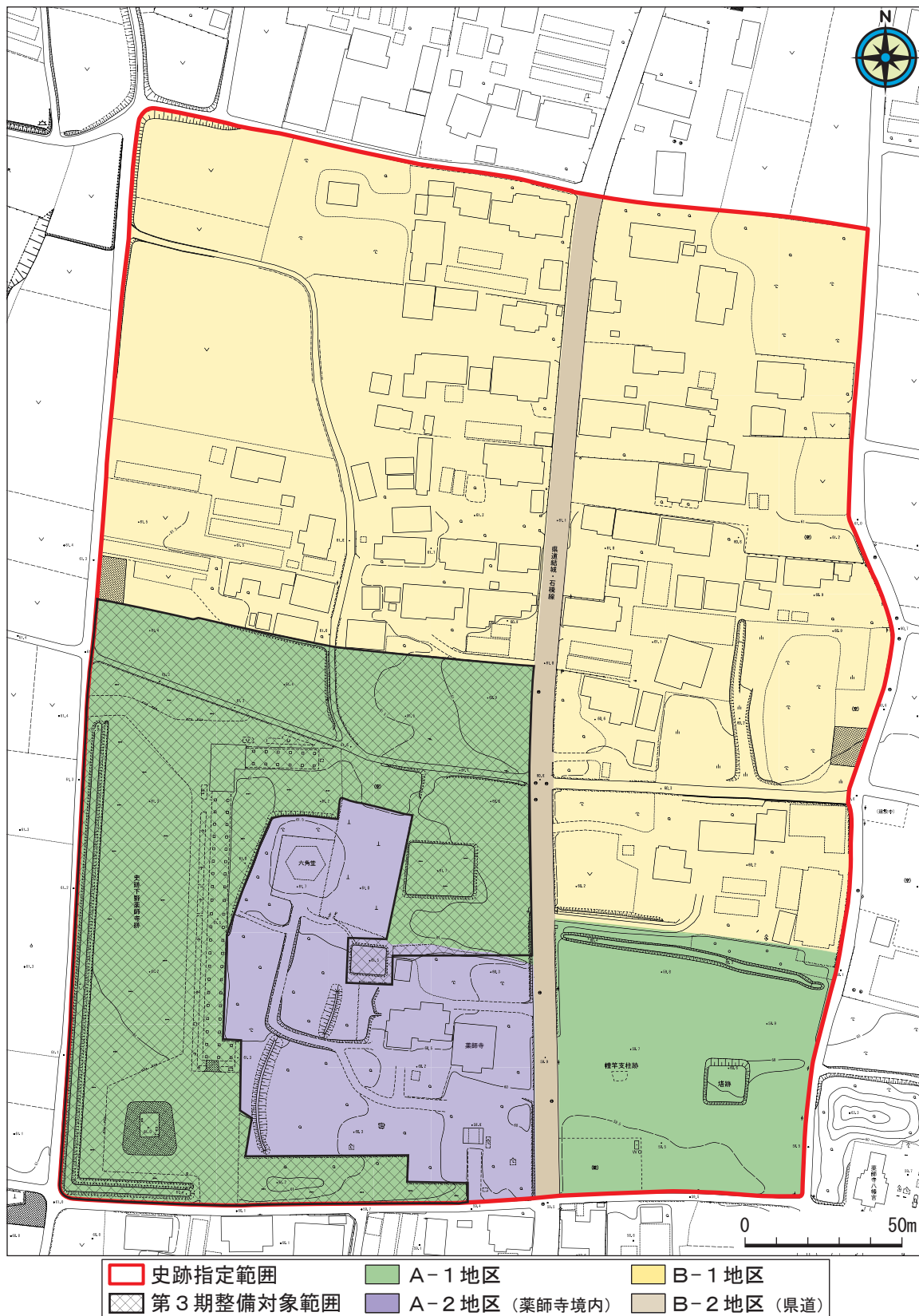


図 21 地区区分図・整備対象範囲図
 (下野市 令和2年(2020)作成)

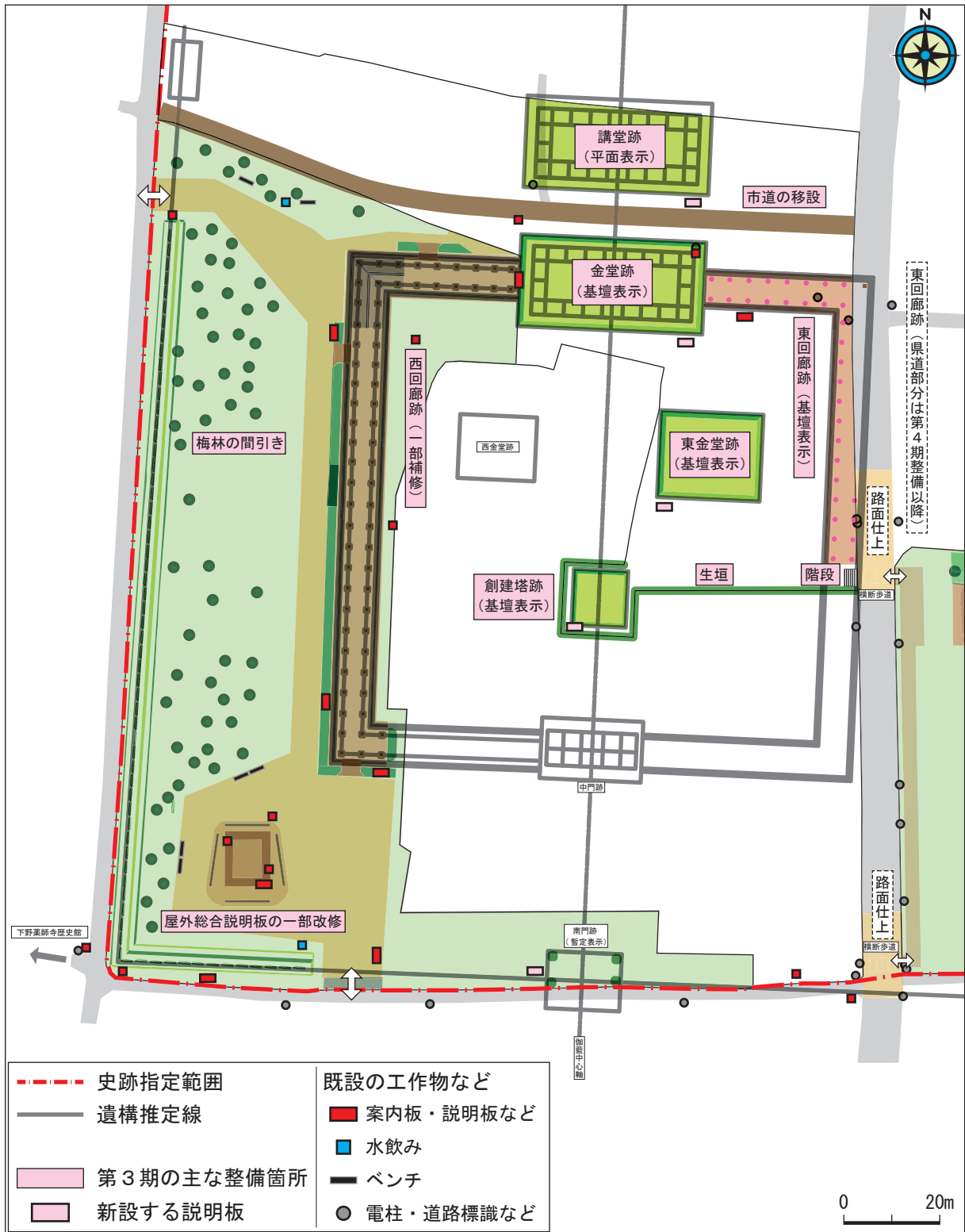


図 22 整備箇所予定図

2. 動線計画

- ・主要伽藍地区と再建塔跡地区が一体となった動線を想定するが、基本的には史跡全域について立入りが可能な自由動線とする。
- ・薬師寺の境内地の一部を公有化し、創建塔と東金堂を行き来できるようにする。
- ・史跡指定地は、県道を挟んで東西に分かれる。金堂などの復元整備後は、県道を横断しての見学が増加するため、2か所の横断歩道の周辺をカラー舗装するなどして車の運転者に注意を促し、見学者の安全を確保するように努める（当該箇所の具体的な交通安全対策については、県道から市道への移管後に再検討する）。



赤茶色系カラー舗装（金沢城）



黄土色系カラー舗装（福井城）

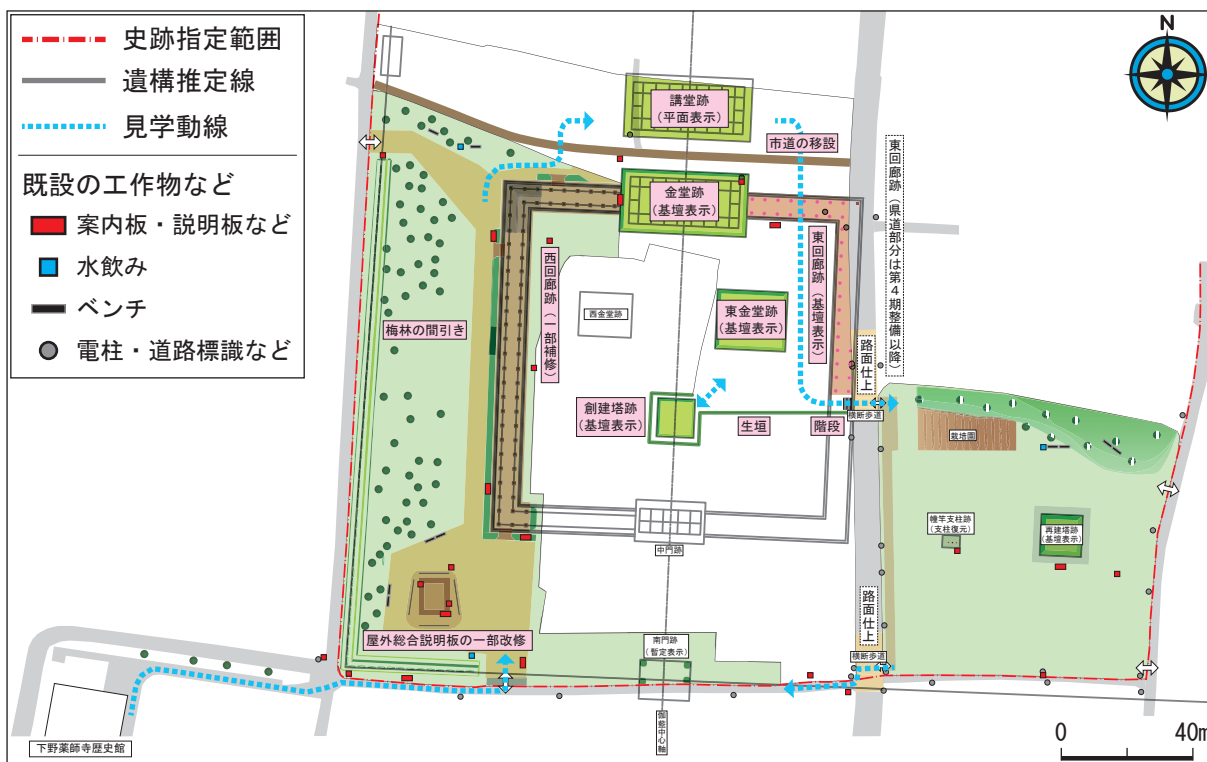


図 23 下野薬師寺歴史館からの動線計画図

3. 地形造成に関する計画

①盛土整備

整備工事による遺構面損傷を防ぐため、遺構上部に保護盛土層を設け、その上に遺構を表示する。

- ・保護盛土層は原則として遺構面（基壇検出面）から 30cm 程度とする。
- ・第 3 期保存整備の対象範囲は、県道や市道と接していることから、史跡整備地との間に高低差が生じる箇所がある。緩やかな勾配で現況道路に擦り付けることが難しい箇所は、境界縁石や擁壁等により段差を解消する。
- ・県道と接する東回廊の遺構表示では、基壇復元により道路の見通しが悪くなるおそれがある。県道の標高と遺構面の標高及び遺構保護層の厚さ、基壇復元の高さを総合的に勘案する必要がある。
- ・市道 4093 号の付け替えにあたり、金堂跡の上部を通る現況市道については舗装を除去し、必要に応じて土壌改良を実施したうえで遺構保護層を設ける。
- ・付け替え予定の市道には、史跡への給水に使用している水道管が埋設されているため、整備対象地内の適所へ移設する必要がある。
- ・金堂跡の周辺に残置されているごみ等を除去し、必要に応じて表土の土壌改良を実施したうえで遺構保護層を設ける。

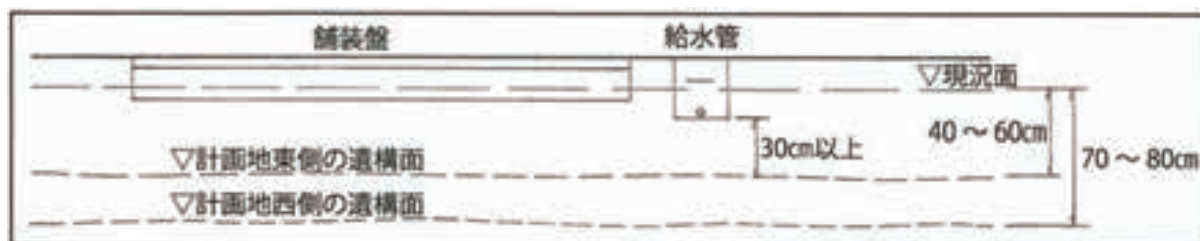


図 24 遺構保護層の概念図

(下野市 平成 25 年 (2013) 『第 2 期整備実施計画書』 p.22 より転載)

②市道

主要伽藍を東西に走る市道 4093 号は、史跡内の遺構に影響がない部分（北側）へ迂回させるとともに、史跡の管理用道路に転用する。管理用道路は、周辺の道路との違いを明確にするためカラー舗装とし、県道や市道 4070 号との擦り付けに注意する。

講堂跡の西辺上部を通る市道 4087 号については、現時点で移設等が困難なことから、現況の利用を維持する。そのため講堂跡の遺構表示においては、遺構の整備高に合わせ、市道 4087 号を嵩上げする必要がある。嵩上げの数値に関しては、講堂基壇確認面（標高 61.300m）と遺構保護層、遺構表示面の厚さを考慮すると、0.5m 程度の嵩上げと推定されるが、詳細については基本設計時に実施する現況測量の成果をもとに決定する。

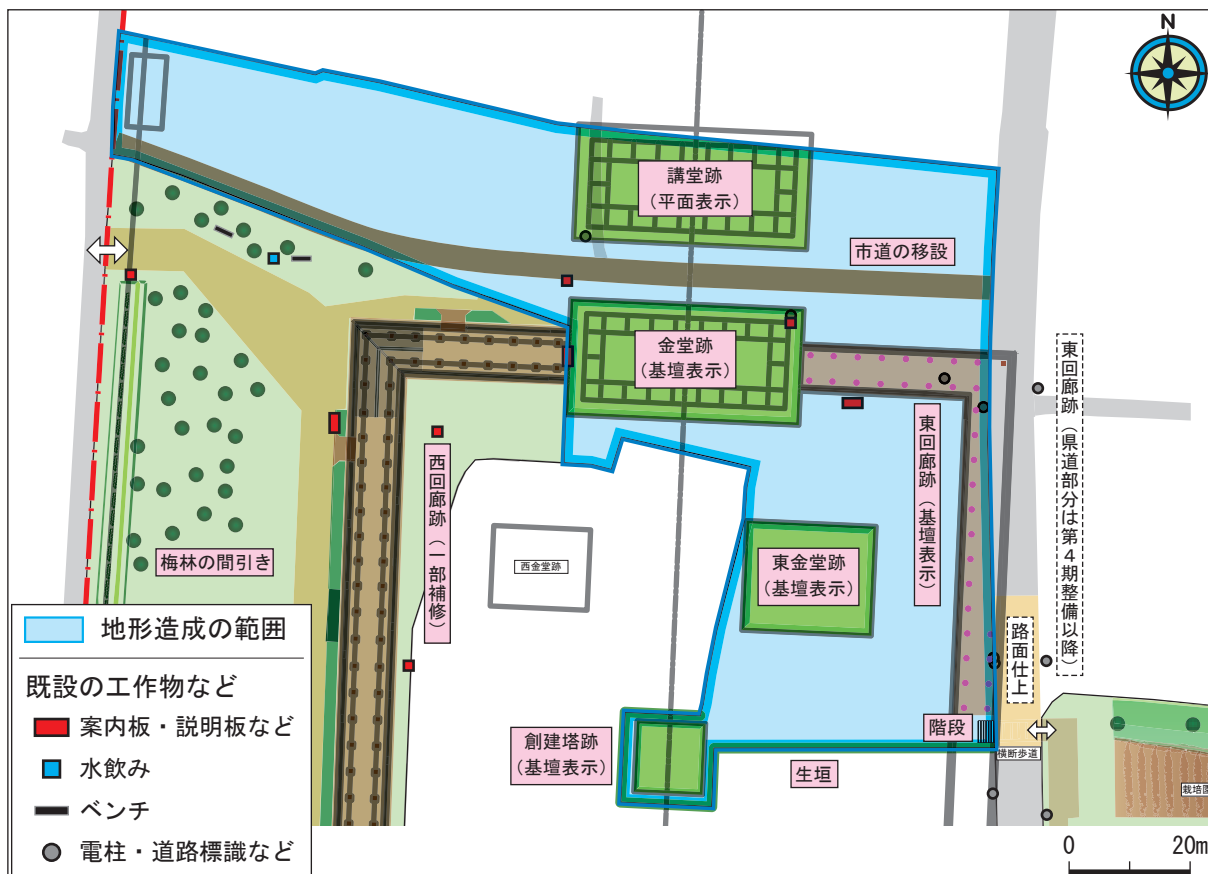


図 25 地形造成範囲図

③排水計画

基本的に敷地内浸透排水とする。

今回の史跡整備地は、公有化して草地として暫定整備した後、現況測量調査を実施していないため、正確な標高値は不明であるが、北側は標高が約 61.0m、南側は標高が約 60.5m であり、南に向かって傾斜している。また、東金堂跡と薬師寺境内の境界には土塁があることから、大雨が降ると水がせき止められ、排水機能不全を起こす可能性がある。よって、地盤整備においては排水勾配や盛土材料に留意する。



東金堂跡と薬師寺境内の境界にある土塁



第 1 期整備で設置した浸透柵
 (『整備事業報告書』 p.86 より転載)

4. 遺構の表現に関する計画

本計画では、①金堂、②講堂、③東金堂、④創建塔、⑤東回廊の整備、及び⑥西回廊の再整備・修復について検討する。各遺構の確認面と整備面については、p.46 掲載の表7のとおりである。

①金堂

- ・ 金堂基壇の確認面は61.400mであり、0.3mほど削平されていると想定し、基壇推定高は61.700mである。既に整備されている西回廊では、基壇確認面61.000mに対し、基壇整備面を61.860mに設定していることから、整合性を図るため、整備後の金堂の標高値が62.560mとなるように復元する（図27参照）。
- ・ 基壇の平面規模は、東西約38m、南北約18.7mとする。
- ・ 第1期整備の西回廊と一体感を出すため、礎石位置を表示する。礎石は、基壇上面が削平されていたため発掘調査で検出することができなかったが、確認できた5か所の礎石の据付け痕をもとに礎石位置を復元し配置する。素材は凝灰岩等とする。
- ・ 基壇化粧は凝灰岩切石積みで復元するか、地覆石と階段のみの復元とし、基壇北東部で確認した階段の耳石の残存部および踏石の位置・規模（幅3.9m）をもとにして、南北に階段を設ける。基壇上面については土系舗装か芝張による整備とする。
- ・ 回廊と金堂の取り付き部は階段を復元する。

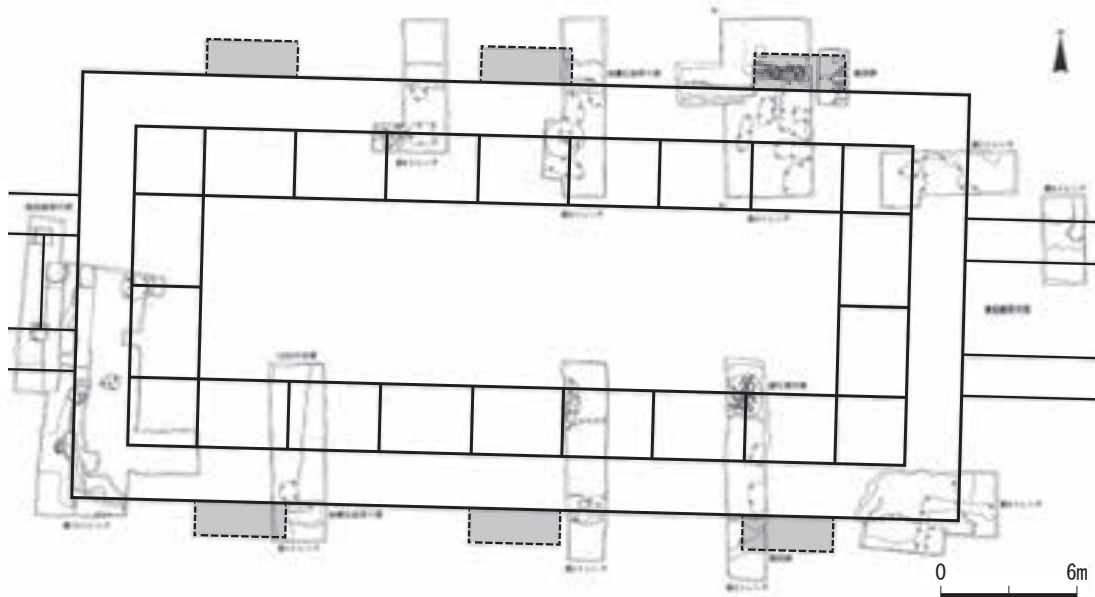


図26 金堂の平面図



金堂跡（南上空から）



西回廊と金堂の取り付き部（南から）

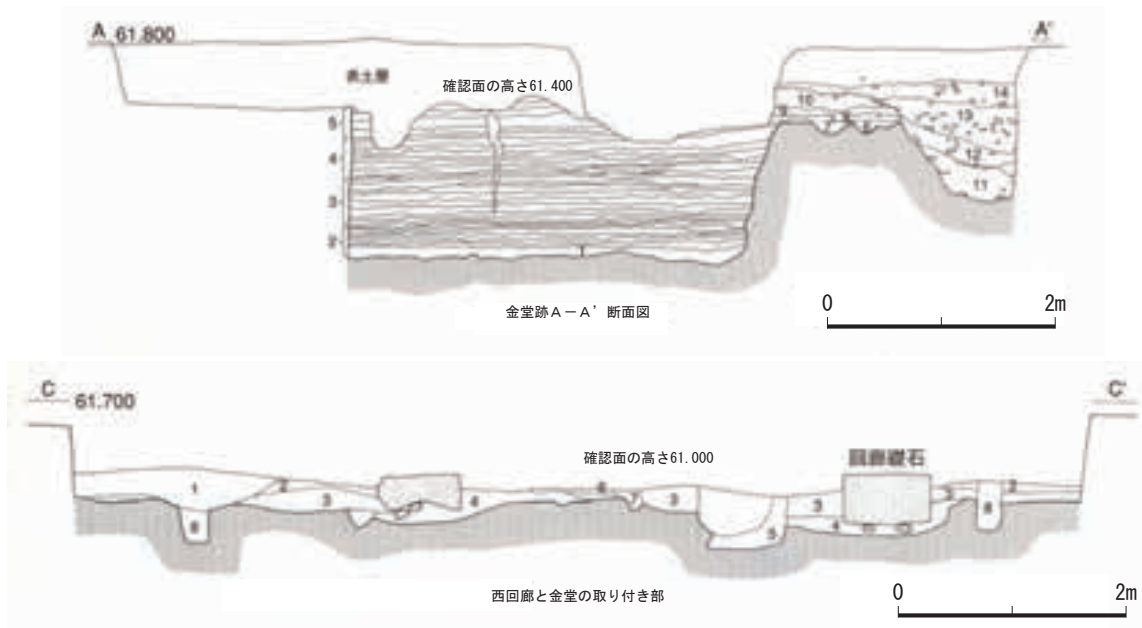


図 27 金堂跡と回廊金堂取り付け部の断面図

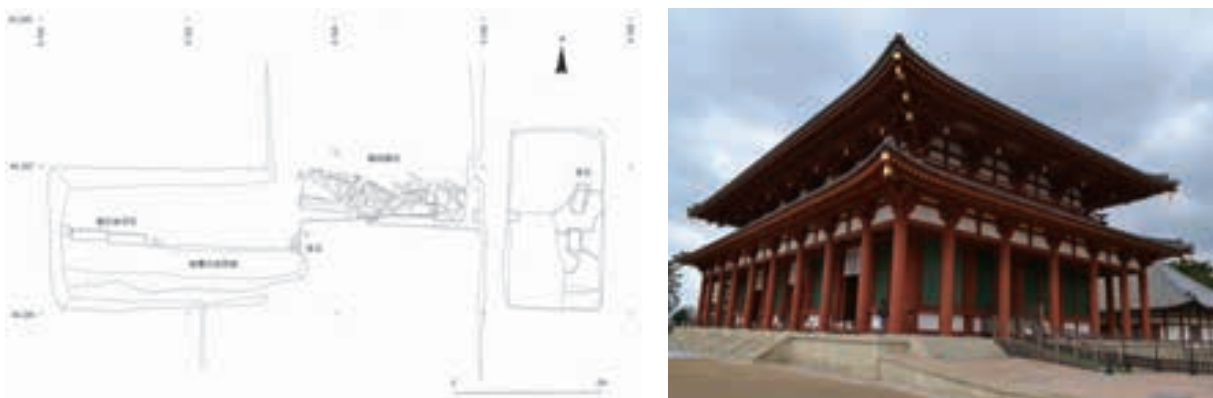


図 28 金堂跡の階段平面図（北東部）

回廊取り付け部の整備例（興福寺）

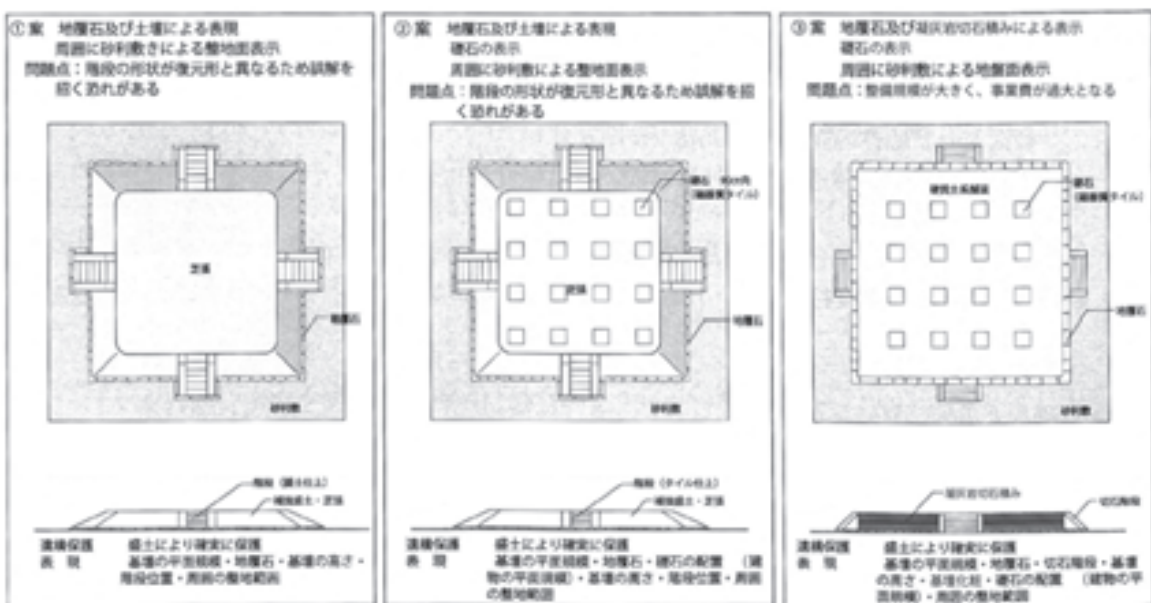


図 29 基壇復元の比較検討

(下野市 平成 25 年 (2013) 『第 2 期整備実施計画書』 p.15 を一部修正)

表7 遺構の確認面の高さや整備面の高さの比較検討

	確認面の高さ	実際の基壇の高さ(予想値)	整備面の高さ	整備時の地面からの高さ	備考
西回廊(金堂の取付部付近の礎石周辺)	61.000	61.000	61.860	—	確認面と整備面の比高差0.860に基づき金堂・講堂の整備面の高さを算出
金堂	61.400	61.700	62.560	0.700	礎石の厚さ分(30cm)が削平されたと想定
講堂	61.300	61.300	62.160	0.300	今回は平面表示のみ
東金堂	61.400	62.000	62.860	1.000	西金堂を参考とする
創建塔	61.400	62.400	63.260	1.000	西金堂を参考とする

②講堂

・建物構造や平面規模が金堂とほぼ同じであることから、遺構の表現に関しては金堂に準ずることとする。ただし、講堂基壇の西側を通る市道は現時点では付け替え等が困難であるため、今回の整備では市道との高低差が生じない平面表示にて暫定整備し、将来的に市道の移設が可能となった際に基壇復元も含め再整備を検討する。

(※現況市道の標高値が約61.5mであり、講堂基壇確認面61.300mから算出した整備高62.160mで基壇復元をすると、市道との差が約0.7mとなり、擦り付けが難しいため)

- ・基壇の平面規模は、東西約38m、南北約18.7mとし、土系舗装にて平面表示する。
- ・礎石の据付け痕をもとに礎石位置を平面表示する(基壇とは異なる色の土系舗装)。
- ・土系舗装は、霜等の凍結に弱い製品も多いことから、寒冷地に適したものを使用する。
- ・講堂基壇の西側を通る市道に関しては、基壇の範囲が分かるように一部をカラー舗装する。カラー舗装の実施にあたっては、史跡全体の道路に対するカラー計画を作成する必要があるため、市の関係各課と協議を進める。

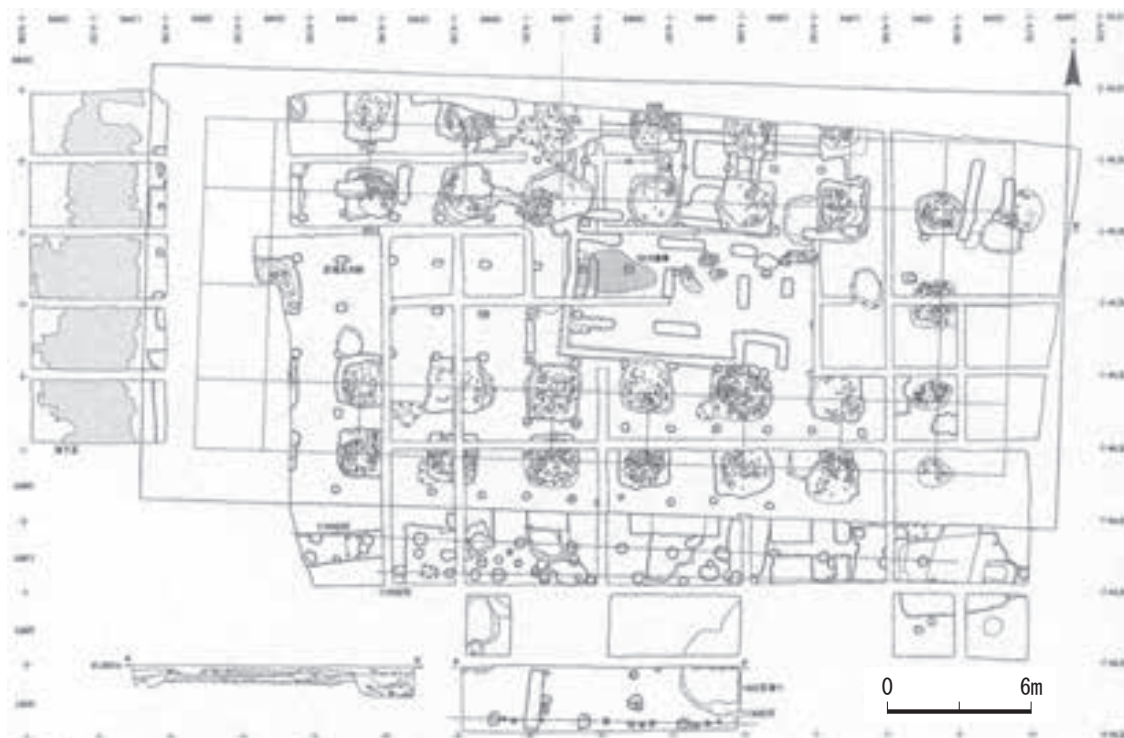


図30 講堂の平面図



講堂跡（西から）

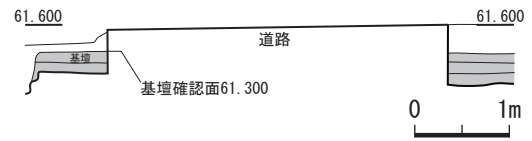


図 31 講堂跡の断面図



カラー舗装の整備例（東山道武蔵路）



路面表示の整備例（東山道武蔵路）

③東金堂

- ・発掘調査の結果、基壇上面は削平されており、礎石位置を確認することはできなかった。
- ・基壇化粧については、当初は木装基壇であったが、後に凝灰岩切石積みに改装されたことが判明しているが、ここでは金堂・講堂と合わせ、凝灰岩切石積みで復元する。
- ・基壇北辺の一部に地覆石（幅約 80cm、奥行約 40cm、厚さ約 20cm）が残存していることが明らかになった。
- ・基壇高については、建物周囲の整地面から 40cm 程度しか残存していないため、西金堂を参考として高さ 1 m 程度とする。基壇の平面規模は、東西約 21m、南北約 17m とする。
- ・基壇化粧は凝灰岩切石積みを復元するか、地覆石と階段のみの復元とする。ただし、階段については発掘調査で確認できていないことから、地覆石のみの整備となる可能性がある。基壇上面については土系舗装か芝張による整備とする。
- ・発掘調査では、基壇上面が削平されており礎石は確認されていないことから、礎石の表示は行わない。
- ・基壇南東で幢竿支柱が確認されたことから、復元を検討する。



東金堂と東回廊（南上空から）

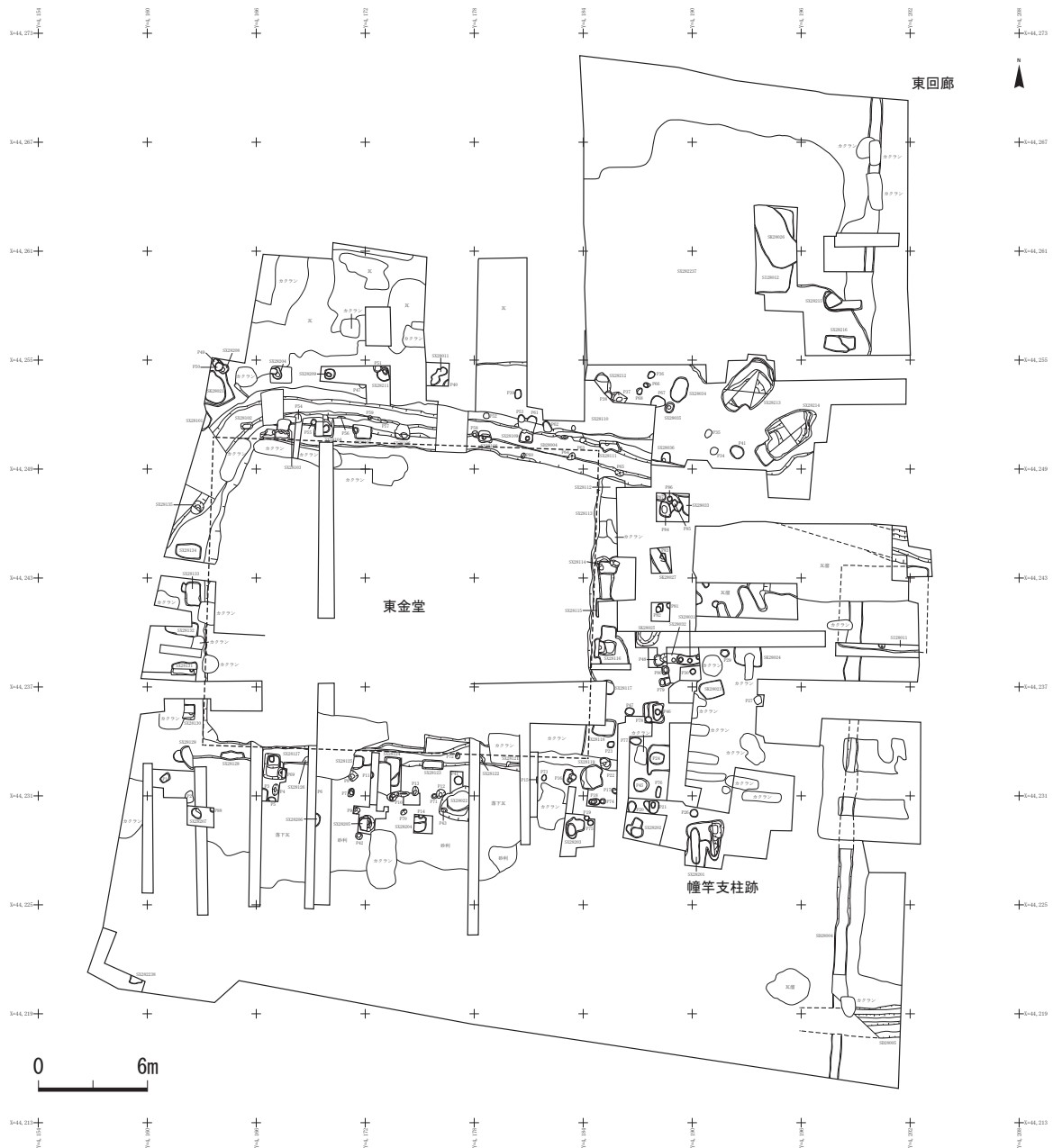


図 32 東金堂・東回廊の平面図

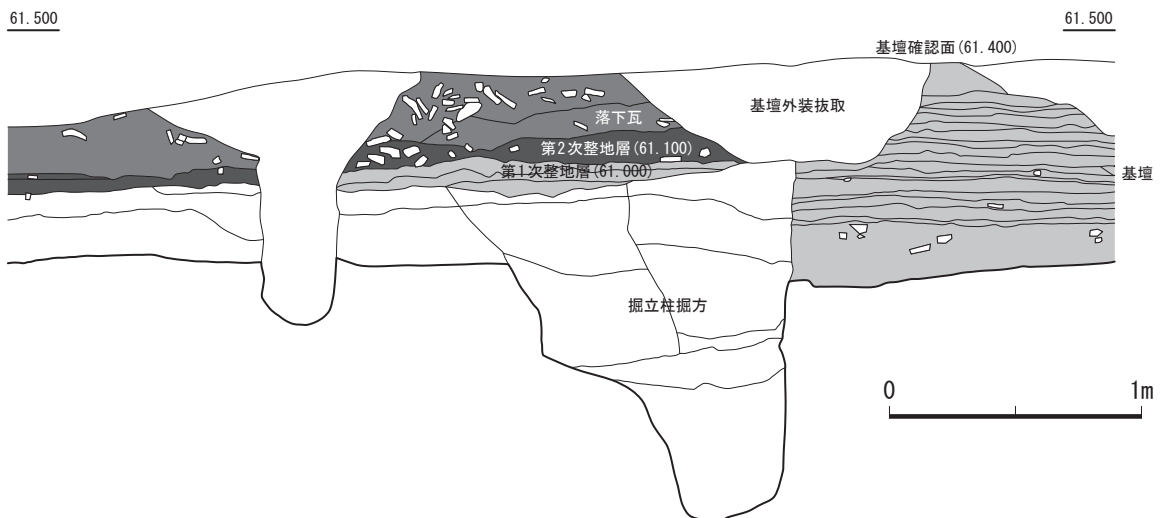


図 33 東金堂の断面図

〈参考〉西金堂の基壇高

西金堂は、市指定文化財六角堂の下層に存在する。第31次の発掘調査によって、基壇上面が若干の削平を受けているものの、建物周囲の整地面から約80cmの基壇高が残存することが明らかになっている。また、原位置を留めていないものの、基壇の周囲から地覆石（縦約50cm、横約45cm、厚さ約20cm）と羽目石（縦約80cm、横約60cm、厚さ約20cm）が出土しており、これらから基壇高の推定が可能である。

葛石は出土していないが地覆石や羽目石と同等の厚みと想定すれば、基壇と礎石の高さは葛石20cm + 羽目石80cm + 地覆石20cmの高さとなり、地覆石を整地面から10～20cm程度掘り下げて据えたことを考慮すると、基壇高は整地面から1m程度と想定することができる。

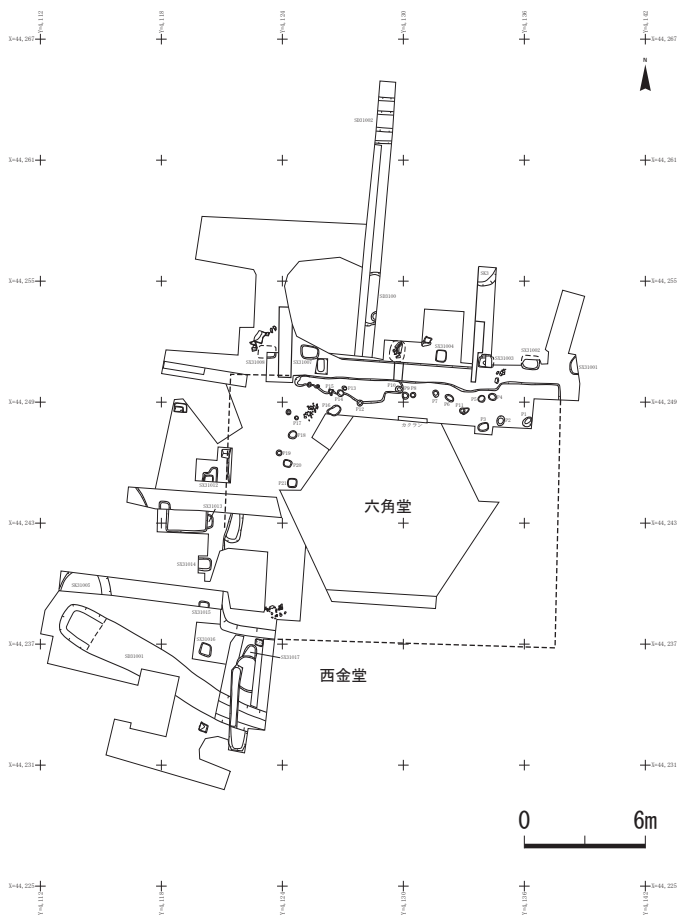


図 34 西金堂の平面図



西金堂の調査（北西から）



西金堂西辺の版築の状況



西金堂出土の羽目石

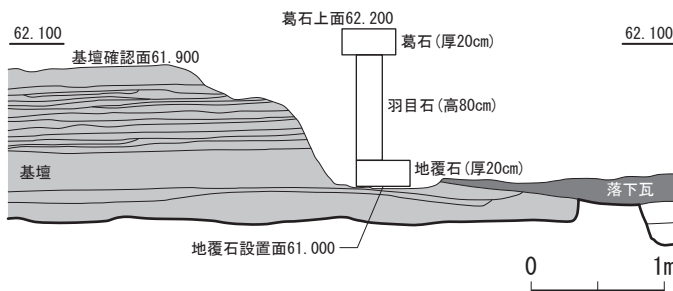


図 35 西金堂基壇の復元図



西金堂の地覆石

④創建塔

- ・創建塔については、発掘調査によって9世紀頃に焼失し、その際に基壇が解体されていることが明らかになっている。往時の基壇高が明らかでないことから、西金堂を参考として基壇高を1m程度に復元する。基壇の平面規模は、約12m四方とする。
- ・現薬師寺の建物に近いことから史跡指定地内の排水を妨げないようにするため、基壇上面は浸透力があり、かつ、西回廊同様、冬季の耐久性を考慮した施工（凍上抑制層の確保）とし、使用する素材も西回廊と同質もしくは耐久性の高い舗装材を用いて整備する。
- ・基壇化粧は凝灰岩切石積みを復元するか、地覆石と階段のみの復元とする。ただし発掘調査段階では、階段や地覆石が確認されていないことから、基壇のみの整備となる可能性がある。基壇上面については土系舗装か芝張による整備とする。
- ・発掘調査では、基壇上面が削平されており礎石は確認されていないことから、礎石の表示は行わない。また、心礎も同様であるため、遺構表示は実施しないこととする。

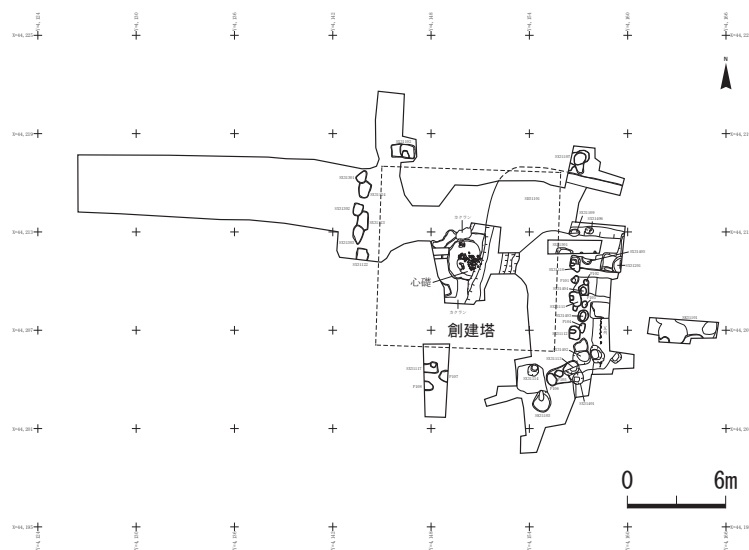


図 36 創建塔の平面図



創建塔 (南から)



創建塔 (北西から)

⑤東回廊

- ・基壇盛土の高さや平面規模、柱位置等の復元整備に関しては、第1期整備の西回廊に準ずる。ただし、使用する素材については耐久性の高い舗装材等を用いる。
- ・県道部分の遺構表示については、第4期以降の保存整備計画書で引き続き検討する。

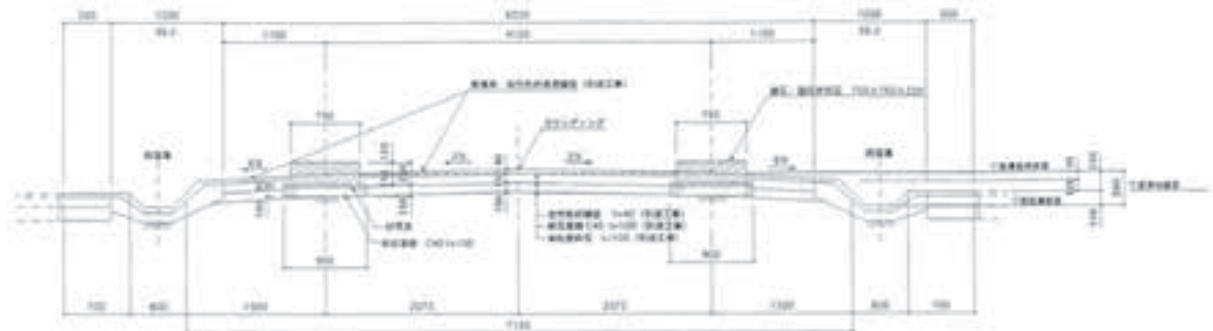


図 37 回廊基壇復元の断面図 (西回廊の図面)

(下野市 平成13年(2001)『史跡下野薬師寺跡保存整備事業報告書』p.30より転載)

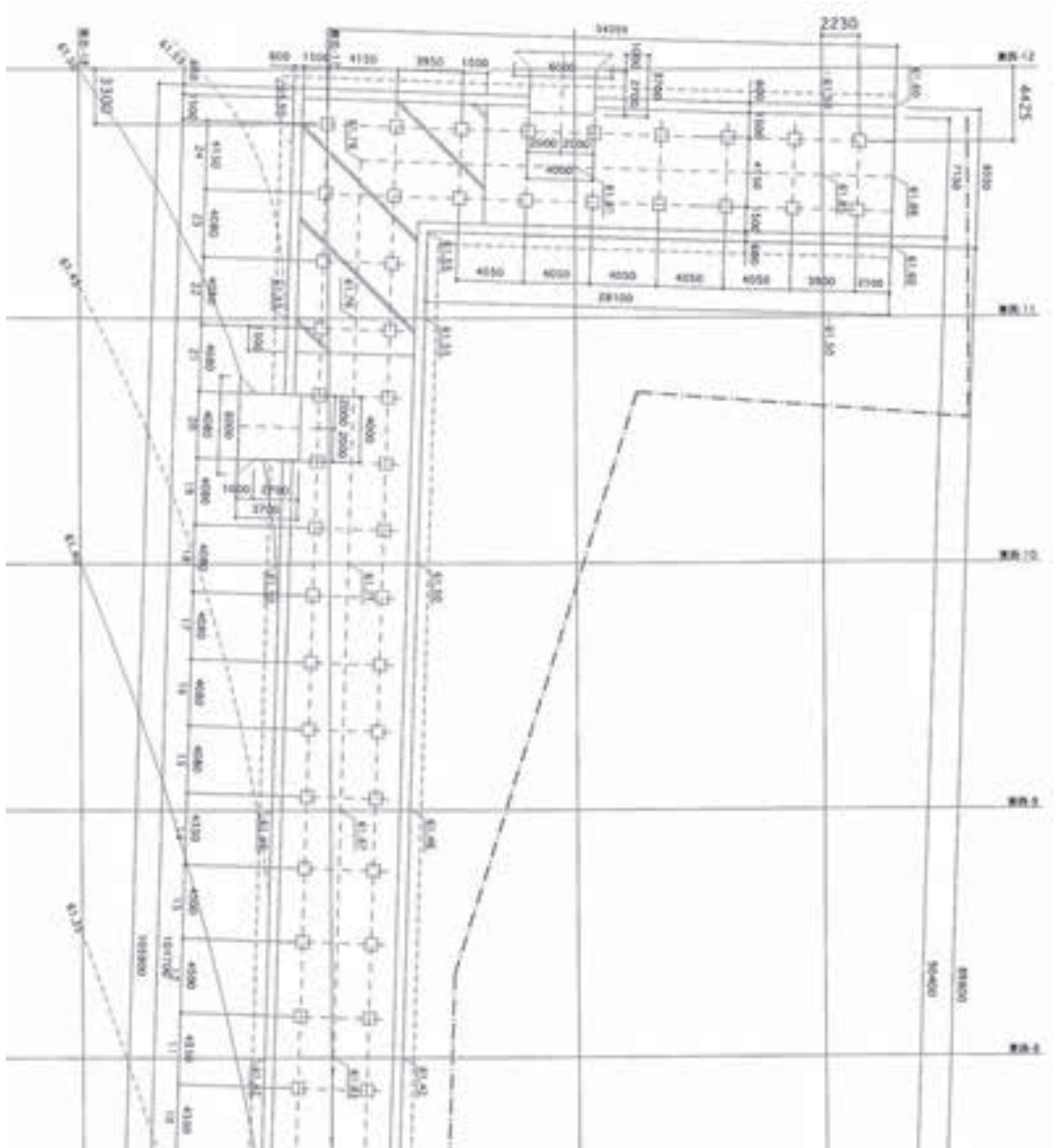


図 38 回廊基壇復元の平面図（西回廊の図面）
 （下野市 平成 13 年（2001）『史跡下野薬師寺跡保存整備事業報告書』p.30 より転載）

⑥西回廊

- ・第 1 期整備では、山砂を転圧する手法で基壇整備したが、霜の影響等を受け基壇盛土が崩れてきているため、擬土や多機能型排水性舗装（FFP）等を使用し再整備する。



多機能型排水性舗装（FFP）（<https://www.gaeart.com/technical/01.html>）

- ・回廊の壁の位置を明示するため、地覆石の配置を検討する。合わせて、復元回廊と基壇整備部分の連続性を持たせるため、礎石上への円柱の設置も検討する。
- ・令和2年(2020)10月時点で経年劣化が目立つ復元回廊の該当箇所(下記写真)を修復する。
- ・使用する顔料(弁柄、緑青、黄土)は、第1期整備と同等のものを基本とする。



柱のひび割れや塗装の色落ち



塗装の色落ち



塗装の色落ち

5. 修景及び植栽に関する計画

- ・ 今回の整備予定地においては、高木や中木の植栽は行わない。
- ・ 現薬師寺の境内と整備予定地との境界には、生垣を配植する。
- ・ 整備予定地は広場の利用を想定し、野芝を基本とした低茎草地とする。
- ・ 遺構表示の周囲には根切り施設を設置し、芝等の侵入を防ぐ。
- ・ 第1期整備で植栽した梅が過密状態となっているため、間引きなどの環境整備を行う。

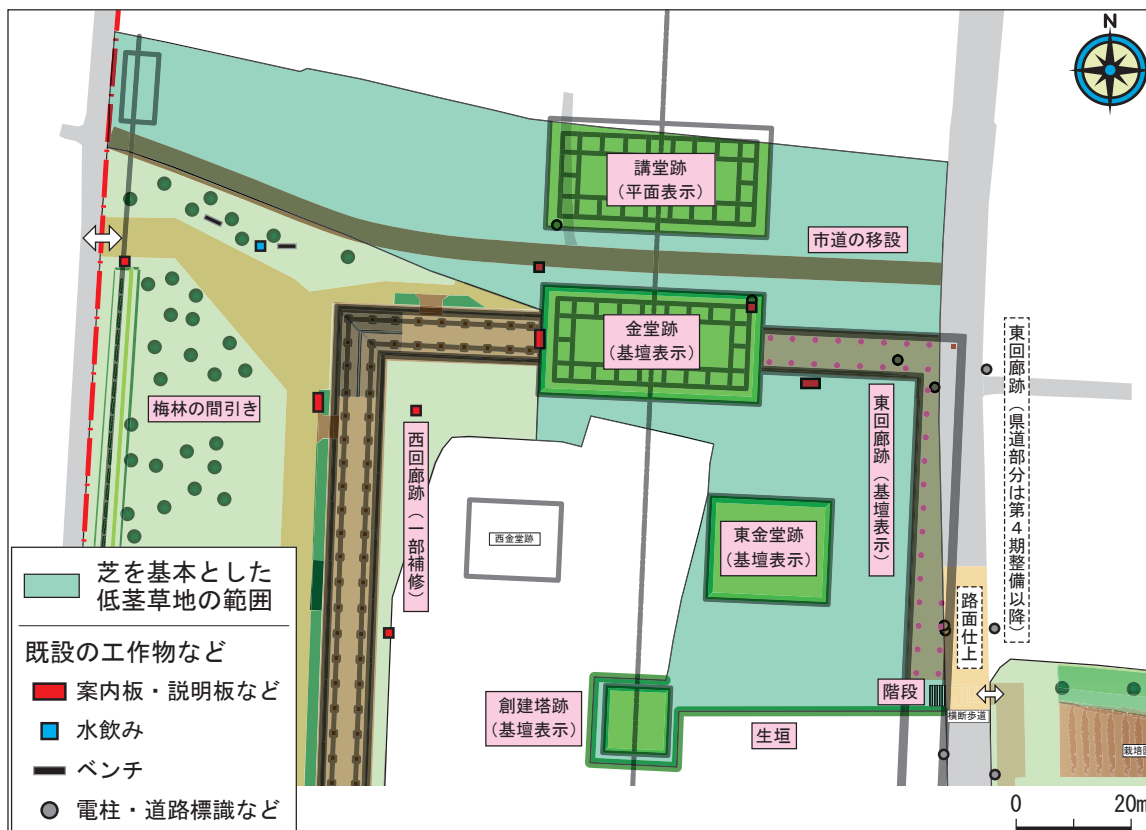
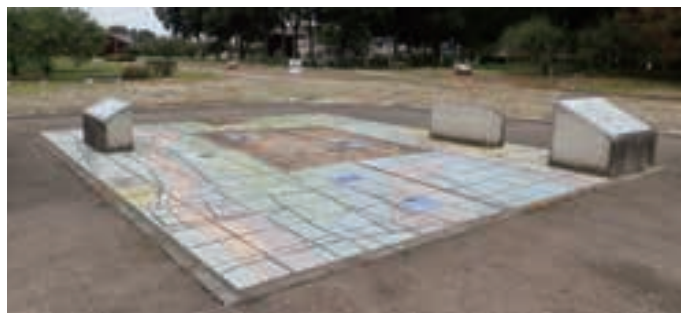


図 39 植栽計画図

6. 案内・解説施設に関する計画

- ・ 西回廊を中心とした第1期整備から約20年が経過しており、既存の解説板等の劣化や破損が目立つ状態となっている。また、解説内容についても、最新の調査成果が解説板に反映されていない状況のため、解説面（陶板等）の更新に合わせて内容を変更する。
- ・ 屋外の総合説明板（右下の写真）については、等高線表示が細かく、かえって史跡周辺の地形や立地環境の理解を損なう内容となっているため、改修する。



第1期整備で設置した解説板・総合説明板

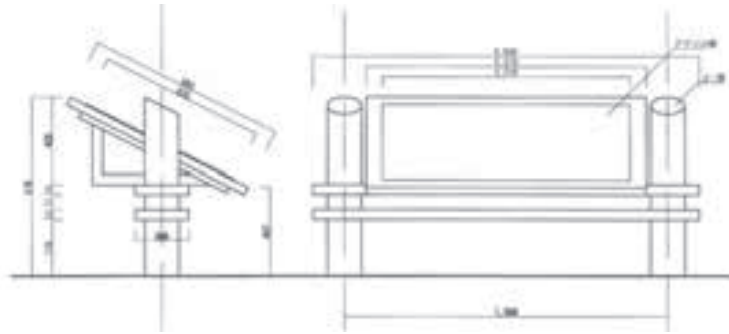


図 40 解説板の詳細図

(下野市 平成 25 年 (2013)『第 2 期整備実施計画書』p.38 を一部修正)

- ・案内板や解説板は、ユニバーサルデザインを考慮し、多言語対応とする。
- ・平成 29 年 (2017) に「下野薬師寺アプリ」を公開し、ガイド機能を充実させてきたが、視覚情報だけに頼らない、より汎用性の高いガイドシステムの導入も検討する（例：音声アプリの『スマートガイド』など）。
- ・来訪者が現地で VR 装置を利用するなど、より迫力のある史跡を体感できるようなシステム整備を図る。

7. 管理施設及び便益施設に関する計画

①電柱

整備予定地の電柱については、現在も近隣住民の生活に用いられているため、敷地内で遺構に影響がない場所へ移設する。将来的に史跡の公有地化や追加指定が進み、電線等を別ルートで迂回させることが可能な場合には、史跡景観向上のため電柱を撤去する。

②散水栓

整備予定地は、芝を基本とした低茎草地となることから、植栽管理のための散水栓を適宜、設置する。

③境界柵

史跡地の適切な管理のため、薬師寺境内や墓地、宅地との境界にロープ柵等を設置する。

④ベンチ

来訪者が快適に史跡公園内を散策できるよう、適所にベンチを設置する。

8. 公開・活用及びそのための施設に関する計画

下野薬師寺歴史館は平成 13 年度 (2001) の開館から約 20 年経過しているため、展示内容に最新の調査結果や新たに得られた知見が反映されていない。来訪者の歴史学習の場として十分な活用を図ることができるよう、展示内容を改修・更新する。

- ・伽藍模型に関しては、最新の調査結果により判明した伽藍配置となるよう改修する。また、プロジェクションマッピング等を組み合わせた模型作成を検討する。

- ・展示内容については、下毛野朝臣古麻呂ほか、7世紀末から8世紀における下毛野氏の中央政府での活躍を紹介するコーナーを設ける。
- ・下野薬師寺歴史館の展示説明についてユニバーサルデザインの観点から多言語化を図る。
- ・屋内のフォトスポットとして「フラッシュプリント（リフレクト印刷）」等の特殊印刷を利用し、その場所でしか撮影できない特別感を演出する。

9. 周辺地域の環境保全に関する計画

『下野市環境基本計画』等の方針に基づいて、史跡周辺の自然環境や歴史的・文化的環境の保全と活用を推進する。また、史跡指定地内の住宅や寺院等に配慮した環境保全に取り組む。

史跡指定地内に墓地があるため、寺院の宗教活動や来訪者の見学に支障がでないよう、動線を工夫するなど、周辺環境に配慮する。

10. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

令和2年(2020)7月策定の『下野市文化財保存活用地域計画』では、市内に点在する文化財の総合的な活用を目的として、関連文化財群・文化財保存活用区域を設定している。下野薬師寺跡は、関連文化財群における「独自の地域性を持つ古墳文化と東国随一の国家仏教の地「下野」及び薬師寺保存活用区域に該当していることから、地域計画との整合を図りながら周辺文化財と一体的な活用を図る。下野市では『地域計画』の策定に合わせて「文化財の保存と活用による地域づくりー東の飛鳥プロジェクトー」という小冊子を作成し、市域全体の歴史資源について分かりやすく紹介している。

また、下野薬師寺跡を広域的に活用するため、他県を含めた周辺市町とのネットワーク強化を図り、市域を越えて歴史資源を活用する。

- ・他地域からの来訪者が、下野薬師寺と周辺文化財の関係について理解を深めることができるよう、広域パンフレットを作成する。
- ・上記の広域パンフレットを、小金井駅、自治医大駅、石橋駅に設置されているレンタサイクル貸出場や、道の駅、下野薬師寺歴史館、しもつけ風土記の丘資料館等で配布する。
- ・下野薬師寺歴史館を核として、下野薬師寺アプリ「VR東の飛鳥」によるAR観光ガイドを用いた文化財の周遊を促進する。周遊にあたっては、下野市観光協会が運営するレンタサイクル及び「しもつけディグリングマップ」等を活用する。
- ・都市計画課が主体となる『下野市歴史的風致維持向上計画』では、「薬師寺地区」を歴史的風致の重点区域に設定しており、周遊ルートの道路整備を計画している。下野薬師寺跡だけではなく、周辺の歴史資源に誘導するサイン施設等を合わせて設置する。
- ・「VR東の飛鳥」や「下野市文化財バーチャルミュージアム」で公開している文化財等をマッピングした地図に、市外の文化財等もマッピングするなど、周辺市町とのネットワーク強化を図る。
- ・薬師寺に特化したホームページを市役所のホームページや下野市文化財バーチャルミュージアムのサイト内に作成し、広域連携を促す。



図 41 下野薬師寺アプリ「VR東の飛鳥」紹介パンフレット

11. 公開・活用に関する計画

下野薬師寺跡で現在行われているイベントなどの活用事業を継続しつつ、地域コミュニティの場となるような施策を展開する。また、史跡の情報を広く活用してもらえる体制を整備する。第3期保存整備後の年間の来場者数（下野薬師寺歴史館の入館者数）の目標値は9,000人と設定する。

- ・ボランティアガイドの養成講座について、ホスピタリティ（接客）や救急救命等に関する研修も充実させつつ、継続的に実施する。
- ・『第二次下野市観光振興計画』では、多言語対応マップの作成等を推進し外国人観光客の誘客を図っていることから、本史跡においても多言語対応の解説板やマップを作成する。
- ・解説を聞きながら、まちあるきを楽しめる音声アプリとの提携を検討する。
- ・ふるさと学習によって市内の小中学校の学習活動や、体験学習の支援を行う。
※ふるさと学習：ふるさとの歴史文化を学校教育の資源として活用し、子どもたちのふるさとを愛する心を育むことを目的とした下野市独自の教育活動
- ・下野薬師寺跡と周辺の歴史資源を有機的に結び、ウォーキングなどで日常的に周遊できるルートを設定する。
- ・下野市文化財バーチャルミュージアムで遺物等のデジタルアーカイブを公開し、歴史資料へのアクセスを容易にすることで、下野薬師寺跡や周辺遺跡に興味を持った来訪者がさらに学びを深めることができる体制をつくる。
- ・「下野薬師寺ボランティアの会」の活動、ガイド養成講座や下野薬師寺歴史館と協力した活動を今後も継続して行い、地域住民と行政が協働して史跡の活用に取り組む。

12. 管理・運営に関する計画

- ・第3期保存整備が完了した場合は「下野薬師寺跡ふるさと歴史の広場」と一体となった史跡公園として下野市が維持管理と運営を行っていく。その際、市の庁内でも文化財担当のほか、公園、道路、都市計画等の関連部局との連携・協力体制を構築する。
- ・史跡の維持管理・運営について、現在協力を得ている地元ボランティアや地権者等を中心としたNPO等に委託するなどして、市民の参加や市民との協働をより一層推進し、体制の充実化を図る。
- ・地元ボランティアや地権者等との連絡協議会等の設置を検討する。

13. 事業計画

(1) 年次計画

今後の下野薬師寺跡の整備スケジュールは、以下の内容を予定している。

	短期					中期				長期	
	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13~ 2031年度以降	
調査・研究	確認調査・保存整備に伴う発掘調査 等										
計画	保存活用計画 保存整備計画	保存活用計画の見直し・第4期保存整備計画の準備 等									
	現況地形測量	→									
	基本設計	→									
	実施設計		→								
整備活用		第3期保存整備工事の実施・公開									
	造成・排水 工事など		→								
	金堂						→				
	講堂						→				
	東金堂						→				
	創建塔						→				
	東回廊							→			
	西回廊の補修						→				
	サイン整備						→				
環境整備	修景					→					
	周遊ルート のサイン整備 など					→					
関連施設（歴史館）											
公有地化	発掘調査や追加指定と連動して行っていく										
その他	『地域計画』を基にした歴史資源の活用・協議会等の設置 等										

- ・人材育成
- ・継続した調査研究
- ・文化財群のネットワーク化
- ・市域内外関連施設の連携
- ・新たな歴史資産の発掘
- ・広域的な活用

(※事業の進捗状況により、実施年度や整備内容が変更となる可能性がある)

第6章 完成予想図

1. 完成予想イメージパース図



参考・引用文献

○史跡整備関連

- 南河内町教育委員会 2001 『国指定史跡 下野薬師寺跡 整備事業報告書』
下野市教育委員会 2011 『国指定史跡 下野薬師寺跡 第2期保存管理計画書』
下野市教育委員会 2013 『国指定史跡 下野薬師寺跡保存整備 第2期整備実施計画書』

○文化財全般

- 下野市教育委員会 2018 『下野市歴史文化基本構想』
下野市教育委員会 2019 『下野市歴史的風致維持向上計画』
下野市教育委員会 2019
『文化財の保存と活用による地域づくりー東の飛鳥プロジェクトー』
下野市教育委員会 2020 『下野市文化財保存活用地域計画』

○下野市の関連計画

- 下野市 2015 『下野市産業振興計画』
下野市 2015 『下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略』
下野市 2016 『第二次下野市総合計画』
下野市 2016 『下野市教育振興計画』
下野市 2016 『下野市教育大綱』
下野市 2017 『下野市都市計画マスタープラン（改訂版）』
下野市 2017 『下野市生涯学習推進計画（第二次）』
下野市 2019 『第二次下野市観光振興計画』
下野市 2020 『下野市人口ビジョン（改訂版）』

国指定史跡 下野薬師寺跡
第3期保存整備基本計画書

発行日 令和3年(2021)3月

発行 下野市教育委員会

編集 下野市教育委員会

〒329-0492

栃木県下野市笹原26

TEL:0285-32-6105 / FAX:0285-32-8610
